

ヨーロッパ商業都市と十字軍国家

櫻井 康人

はじめに

アマルフィやヴェネツィアといった商業都市が、第1回十字軍以前より主として東地中海域での交易活動に従事しており、ジェノヴァやピサなどが第1回十字軍に直接、または間接的に関わり、十字軍国家の創設において大きな役割を果たしたことは、周知の通りである。これらヨーロッパの都市国家は、十字軍国家を足場の一つとして、さらに大きく飛躍していくと同時に、十字軍国家の存続にとってもこれらの都市国家の発展は大きな意味を持ち続けた。

このような商業都市に関して、膨大な研究の蓄積があることは言うまでもない。しかし、それは主として商業史・交易史・都市国家史といった観点からなされるものが中心であったし、今でもその傾向は続いている。それを端的に示すのが、エルサレムにおいて1984年5月24日から5日間にわたって開催された国際シンポジウム「エルサレム王国におけるイタリアの諸コムネ」である。その成果は1986年に出版物として公にされた⁽¹⁾。そこに収められている18人の研究者の論考について、少し見てみよう。総論として巻頭を飾るE・アシュトルの論文「十字軍国家とレヴァント交易」は、商業都市が十字軍国家においてどれほどの特権を得ていったのかを追うものであり、商業都市の発展を主眼に置いた商業史・交易史・都市史という観点からの成果である⁽²⁾。すなわち、現在においてもその価値を失わないW・ハイトやA・シャウベの成果を継承・発展させたものと言える⁽³⁾。続く、G・ピスタリーノ論文は、ジェノヴァが十字軍国家に対してどのような経済的・軍事的貢献をなし、その見返りとして特権を獲得していったのかを検討している⁽⁴⁾。同じく、ジェノヴァを中心としたものとしては、M・バラールが海運史全般を、L・バレットは13世紀後半に広く地中海域で活動した公証人について、S・オリゴネは13世紀半ばの交易史

⁽¹⁾ Airdi, G. e Kedar, B. (a cura di), *I comuni italiani nel regno crociato di Gerusalemme*, Genova, 1986. (以下、*comuni* と略記)

⁽²⁾ Ashtor, E., “Il regno dei crociati e il commercio di Levante”, Airdi e Kedar (a cura di), *comuni*, pp. 15-56.

⁽³⁾ Heyd, W., *Geschichte des Levantehandels im Mittelalter*, 2 Bde, Stuttgart, 1879; Shaube, A., *Handelsgeschichte der romanischen Völker des Mittelmeergebeits bis zum Ende der Kreuzzüge*, München, 1906.

⁽⁴⁾ Pistarino, G., “Genova e il vicino oriente nell’epoca del regno latino di Gerusalemme”, Airdi e Kedar (a cura di), *comuni*, pp. 57-139.

を扱っている⁽⁵⁾。これらと少し視角を異にするのがB・ケダル論文であり、彼はエルサレム王国史の文脈でジェノヴァの特権文書を扱う⁽⁶⁾。ヴェネツィアに関しては、J・ライリー＝スミスが十字軍史の文脈でティール占領に至るヴェネツィアの軍事活動に着目し、M・ポッツァはヴェネツィアとシャルル1世・ダンジューとの関係の推移を追い、D・ヤコービーはこれまで看過されてきたヴェネツィアの商業マニュアルを紹介・分析する⁽⁷⁾。少し幅広い視野からは、M・ファヴロー＝リーリエが1220年代に締結されたジェノヴァ・ピサ・ヴェネツィア間の休戦協定の背景をエルサレム王国の状況の中で探求し、D・プリングルは旧十字軍国家領域での発掘調査から交易史を問い直し、G・アイラルディはロンバルディアと第1回十字軍との関係についての史学史を紹介する⁽⁸⁾。以下、イスラーム圏をも含めた地中海域におけるピサの活動・発展の動向を記したM・タンゲローニ、エルサレム王国におけるアンコーナの特権獲得と交易圏の拡大を描いたD・アブラフィア、商業・交易都市としてのアマルフィ史を概観したB・フィリウオーロ、第1回十字軍の時からアンジュー家支配期までのシチリア王国とエルサレム王国との関係の歴史を解りやすく提示したS・フォダーレ、13世紀の同時代人によるヨーロッパ世界におけるイタリアの諸コムーネに対する悪しきイメージを文化史的に展開したS・シェイン、発掘されたアッコン領内の村落の境界を示す石標についてコメントするR・フランケルの各論が続く⁽⁹⁾。プリングルとフランケルによる考古学的見地からの研究成果が加わっていることは近年の十字軍国家史研究の動向を反映しているものの、ケダルとライリー＝スミス以外の研究者たちは、十字軍国家とヨーロッパ商業都市との関係を考察することにおいて、十字軍国家の様相・様

⁽⁵⁾ Balard, M., “Les transports maritimes génois vers la Terre Sainte”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 141-174; Balletto, L., “Fonti notarii genovesi del secondo Ducento per la storia del Regno Latino di Gerusalemme”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 175-279 (以下、“notarii”と略記); Origone, S., “Gonova, Costantinopoli e il Regno di Gerusalemme (prima metà sec. XIII)”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 281-316.

⁽⁶⁾ Kedar, “Genoa’s Golden Inscriptions in the Church of the Holy Sepulchre: A Case for the Defence”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 317-335. (以下、“Golden”と略記)

⁽⁷⁾ Riley-Smith, J., “The Venetian Crusade of 1122-1124”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 337-350 (以下、“Venetian”と略記); Pozza, M., “Venezia e il Regno di Gerusalemme dagli Svevi agli Angioini”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 351-399 (以下、“Venezia”と略記); Jacoby, D., “A Venetian Manual of Commercial Practice from Crusader Acre”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 401-428.

⁽⁸⁾ Favreau-Lilie, M., “Friedenssicherung und Konfliktbegrenzung: Genua, Pisa und Venedig in Akkon, ca. 1200-1224”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 429-447 (以下、“Friedenssicherung”と略記); Pringle, D., “Pottery as Evidence for Trade in the Crusader States”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 449-475; Airdi, “I Lombardi all’Anconitana”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 477-496.

⁽⁹⁾ Tangheroni, M., “Pisa e il regno crociato di Gerusalemme”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 497-521; Abulafia, D., “The Anconitan Privileges in the Kingdom of Jerusalem and the Levant Trade of Ancona”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 523-570; Figliuolo, B., “Amalfi e il Levant nel Medioevo”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 571-664; Fodale, S., “Regno di Sicilia e regno di Gerusalemme”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 665-677; Schein, S., “From ‘Milites Christi’ to ‘Mali Christiani’”. The Italian Communes in Western Historical Literature”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 679-689; Frankel, R., “I cippi confinari gebovesi del Kibbutz Shomrat”, Airdi e Kedar (a cura di), *commui*, pp. 691-695.

態を解明することを目的とはせず、商業都市史の全体像を描くための材料の一つとして十字軍国家史研究を援用するに留まっている。そして、このような全体的傾向は、現在においても基本的には変わらないのである⁽¹⁰⁾。

このような傾向の中において、十字軍国家史を主眼とした上で商業都市との関係を問うた初めての成果は、J・ラ・モントに帰することができる。彼の目的は、なぜエルサレム王国は約200年の間存続したのか、という問いに解答を与えることであった。その中で彼は、騎士修道会と同様に諸商業都市も、王国の防衛のために人力を提供する一方で、財産・特権を獲得していくことにより王国を弱体化させた、すなわち、これらの勢力は王国を維持すると同時にその滅亡の要素となった、と考えたのである⁽¹¹⁾。これに対して、ライリー＝スミスは、従来の研究が商業都市の発展に主眼を置くあまり、在地の状況をまったく考慮に入れていない、ということの問題点として指摘した上で、商業都市による特権の獲得状況はラ・モントが考えるほど単純ではなかった、すなわち、十字軍国家の領主たちは、野放図に商業都市に経済的な諸特権を付与していたわけではなく、様々な形で制限も加えていた、ということを示していく⁽¹²⁾。J・プラワーも、商業都市に対して裁判権などが付与される場合、往々にして様々な条件が付加されて、その行使に制約が加えられていたことを明らかにしている⁽¹³⁾。ただし、ライリー＝スミスが証明しようとしたのは、決して十字軍国家は経済面においてヨーロッパの商業都市に全面的に依存していたわけではないということであり、プラワーが明らかにしたかったのは、十字軍国家に商業都市が所有する「植民地 (colony)」の中の社会的活動の実態であった。すなわち、あくまでも前者は経済史、後者は社会史という枠組みの中で論を展開しているのである。

以上、簡単に研究状況を見てきた。ここにおける筆者の目的は、従来の研究を逐一否定・修正していくのではなく、それらが与えてくれる情報を十字軍国家構造の解明という文脈の中で問い直していくことである。従って、筆者は視角および目的をラ・モントと共有

⁽¹⁰⁾ 主立ったもののみ挙げておくと、Ablafia, "Trade and Crusade, 1050-1250", Goodich, M., Menache, S. and Schein (eds.), *Cross Cultural Convergences in the Crusader Period. Essays Presented to Aryeh Grabois on his Sixty-Fifth Birthday*, New York, 1995, pp. 1-20; Jacoby, "The Venetian Privileges in the Latin Kingdom of Jerusalem: Twelfth and Thirteenth-Century Interpretations and Implementation", Kedar, Riley-Smith and Hiestand, R. (eds.), *Montjoie*, Aldershot, 1997, pp. 155-175 (以下、"Venetian"と略記); Id., "The Trade of Crusader Acre in the Levant Context: an Overview", *Archivio storico del sannio*, n. s., 3, 1998, pp. 103-120; Id., "The Supply of War Materials to Egypt in the Crusader Period", *Jerusalem Studies in Arabic and Islam*, 25, 2001, pp. 102-132; Id., "Mercanti genovesi e veneziani e le loro merci nel Levant crociato", Ortalli, G. e Punch, D. (a cura di), *Genova, Venezia, il Levante nei secoli XII-XIV*, Genova, 2001, pp. 213-256; Favreau-Lilie, *Die Italiner im Heiligen Land von ersten Kreuzzug bis zum Tode Heinrichs von Champagne (1098-1197)*, Amsterdam, 1989. (以下、*Italiner*と略記)

⁽¹¹⁾ La Monte, J., *Feudal Monarchy in the Latin Kingdom of Jerusalem 1100-1291*, Cambridge, 1932, pp. 224-275.

⁽¹²⁾ Riley-Smith, "Government in Latin Syria and the Commercial Privileges of Foreign Merchants", Baker, D. (ed.), *Relations between East and West in the Middle Ages*, Edinburgh, 1973, pp. 109-132. (以下、"Privilege"と略記)

⁽¹³⁾ Praver, J., *Crusader Institutions*, Oxford, 1980 (以下、*Institutions*と略記), pp. 217-249; Id., "Social Classes in the Crusader States: The Franks", Zacour, N. and Hazard, H. (eds.), *A History of the Crusades*, 5, Wisconsin, 1985 (以下、"Franks"と略記), pp. 171-192.

していると言える。また、結論を先に言うと、大枠においてはラ・モントの見解は正しいかもしれないが、筆者にとって一番大きいと思われる問題は、彼が商業都市による特権・財産獲得状況を直線的・累積的に考えている点である。しかし、より重要なのは、その変遷・変容を追うことであり、そのメカニズムを明らかにすることであり、さらにそこから十字軍国家の構造を解明していくことなのである⁽¹⁴⁾。

⁽¹⁴⁾ 本稿で分析対象とする証書およびそれに類する史料は次の通り。Beaugnot, A., “Chartes”, *Recueil des historiens des croisades, lois*, 2, Paris, 1843 (以下、Chartes と略記) ; Berger, E. (éd.), *Les registres d’Innocent IV*, 4 tomes, Paris, 1884-1921 (以下、Berger と略記) ; Berggötz, O. (hrsg.), *Der Bericht des Marsilio Zorzi*, Frankfurt a. M., 1991 (以下、Berggötz と略記) ; Blancard, L. (éd.), *Documents inédits sur le commerce de Marseille au moyen âge*, 2 tomes, Marseille, 1884, 1885 ; Bresc-Bautier, G. (éd.), *La cartulaire de l’église du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1984 (以下、Bresc-Bautier と略記) ; Bruel, A. (éd.), “Chartes d’Adam, abbé de N.-D. du Mont-Sion”, *Revue de l’orient latin*, 10, Paris, 1904 ; Camera, M. (a cura di), *Memorie storico-diplomatiche dell’antica città e ducato di Amalfi : cronologicamente ordinate e continuate sino al secolo XVIII*, 2 volumi, Salerno, 1876, 1881 (以下、Camera と略記) ; Chalamdon, F. (éd.), “Un diplôme inédit d’Amaury I roi de Jérusalem en faveur de l’abbaye du Temple-Notre-Deigneur (Acre, 6-11 avril 1166)”, *Revue de l’orient latin*, 8, Paris, 1900 ; Clermont-Genneau, C., “Deux chartes de croisés dans des archives arabes”, *Recueil d’archéologie orientale*, 6, 1905, pp. 1-30 (以下、Clermont-Genneau と略記) ; Delaborde, H. (éd.), *Chartes de la Terre Sainte provenant de l’abbaye de Notre-Dame de Josaphat*, Paris, 1880 (以下、Delaborde と略記) ; Desimoni, C., “Actes passés en 1271, 1274 et 1279 à l’Aïas (Petite Arménie) et à Beyrouth par devant des notaires génois”, *Archives de l’orient latin*, 1, Paris, 1881 ; Id. (éd.), “Quatre titres des propriétés des Génois à Acre et à Tyr”, *Revue de l’orient latin*, 2, Paris, 1894 (以下、Desimoni と略記) ; Hiestand, R. (Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter*, Göttingen, 1972 ; Id. (Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter, Neue Folge*, Göttingen, 1984 ; Id. (Hrsg.), *Papsturkunden für Kirchen im Heiligen Lande*, Göttingen, 1985 ; Imperiale, C. (a cura di), *Codice diplomatico della repubblica di Genova*, 3 vols., Roma, 1936, 1938, 1942 (以下、Imperiale と略記) ; Kohler, C. (éd.), “Documents inédits concernant l’orient latin et les croisades (XIIe-XIVe siècle)”, *Revue de l’orient latin*, 7, Paris, 1899 ; Id. (éd.), “Chartes de l’abbaye de Notre-Dame de la vallée de Josaphat en Terre Sainte (1108-1291)”, *Revue de l’orient latin*, 7, Paris, 1899 (以下、Kohler と略記) ; Id. (éd.), “Un rituel et un bréviaire du Saint-Sépulcre de Jérusalem (XIIe-XIIIe siècle)”, *Revue de l’orient latin*, 8, Paris, 1900 ; Langlois, E. (éd.), *Les registres de Nicolas IV*, 4 tomes, Paris, 1886-1893 (以下、Langlois と略記) ; Migne, J.-P. (éd.), *Patrologiae crusus completes, series latina*, 200, Paris, 1855 (以下、Migne と略記) ; Le Roulx, J. (éd.), “Trois chartes du XIIe siècle concernant l’ordre de St. Jean de Jerusalem”, *Archives de l’orient latin*, 1, Paris, 1881 (以下、Trois と略記) ; Id. (éd.), *Les Archives, la bibliothèque et le trésor de l’ordre de Sainte-Jean de Jérusalem à Malte*, Paris, 1883 (以下、Archives と略記) ; Id. (éd.), “L’ordre de Montjoye”, *Revue de l’orient latin*, 1, Paris, 1893 ; Id. (éd.), *Cartulaire général de l’ordre des Hospitaliers de S. Jean de Jérusalem*, 4 tomes, Paris, 1894-1906 (以下、Cartulaire と略記) ; Id. (éd.), “Inventaire de pièces de l’ordre de l’hospital”, *Revue de l’orient latin*, 3, Paris, 1895 (以下、Inventaire と略記) ; Id. (éd.), “Chartes de terre sainte”, *Revue de l’orient latin*, 11, Paris, 1908 (以下、Terre と略記) ; de Marsy, A. (éd.), “Fragment d’un cartulaire de l’ordre de Saint-Lazare, en Terre Sainte”, *Archives de l’orient latin*, 2, Paris, 1884 (以下、Marsy と略記) ; Id., “Documents concernant les seigneurs de Ham, connétables de Tripoli, 1227-1228”, *Archives de l’orient latin*, 2 (以下、Tripoli と略記) ; Mas Latrie, M., *Histoire de l’île de Chypre sous le règne des peinces de la maison de Lusignan*, 3 tomes, Paris, 1855-1861 (以下、Mas Latrie と略記) ; Mayer, H. (Hrsg.), *Marseilles Levantehandel und ein akkonensisches Fälscheratelier des 13. Jahrhunderts*, Tübingen, 1972 (以下、Marseilles と略記) ; Id. (bearb.), *Die Urkunden der lateinischen Könige von Jerusalem*, 4 Bde., Hannover, 2010 (以下、Urkunden と略記) ; Müller, G. (a cura di), *Documenti sulle relazioni delle città Toscane coll’oriente cristiano e coi Turchi*, Firenze, 1879 (以下、Müller と略記) ; Paoli, S. (ed.), *Codice diplomatico del sacro militare ordine Gerosolimitano*, 2 vols., Lucca, 1733-1737 (以下、Paoli と略記) ; Patthast, A. (ed.), *Regesta pontificum romanorum*, 2 vols., Berlin, 1874, rep. Graz, 1957 (以下、Patthast と略記) ; Rey, E., *Recherches géographiques et historiques sur la domination des latins en orient*, Paris, 1877 (以下、Rey と略記) ; Riant, C. (éd.),

1. ハッティーンの戦いまでの状況

1186年3月12日付の教皇ウルバヌス3世の書簡に明記されている通り〔表1-59〕、ジェノヴァが第1回十字軍に際して多くの十字軍士を派遣し、十字軍国家の建設に当たって多大なる貢献をなしたことは周知のところであろう。その見返りとして、ジェノヴァには最初期から土地や財産などが譲渡されていくが〔表1-2・3・6・7・11など〕、ここで注目されるべきは、ジェノヴァ側も十字軍国家の支配者たちに軍事援助の宣誓をしている、ということである〔表1-1・8〕。我々は、ここにある種の封建主従関係を確認することができるが、それが最も明瞭な形で現れているのが、ジェノヴァ市民のグリエルモ（1世）・エンブリアコが、ジブレ領主としてトリポリ伯の封建家臣になったことである〔表1-10〕。エンブリアキ家についての詳細は後述するとして、このようにして十字軍国家の社会に入り込んでいったジェノヴァとは異なり、ヴェネツィアやピサはあくまでも交易拠点の獲得を主目的としていたように見える〔表1-4・5・9・12〕。このことは、ジェノヴァへの譲渡物には村落も含まれている、ということによって裏書きされるであろう。

しかし、1123年に一つの変化が生じる。周囲を十字軍国家に囲まれながら、都市ティールのイスラーム勢力はフランク人からの攻撃を跳ね返し続けていた。そこに、教皇カリクストゥス2世の呼びかけに応じて、ヴェネツィア人たちが十字軍士としてやって来て、ティールの占領に大きく貢献した⁽¹⁵⁾。その返報として、当時捕囚中であったボードゥアン2世に代わって、エルサレム総大司教ガアルムンドゥスや王国のバロンたちが、ヴェネツィアに対してティールの1/3の区画を含む様々な土地・特権を付与した。いわゆる、「パクトゥム・ガアルムンディ（*Pactum Warmundi*、グウアルムンドゥスの協約）」である〔表1-13〕。この協定は、ボードゥアン2世の保釈後、「ボードゥアンの特権（*privilegium Balduini*）」として、国王によって追認されることとなった〔表1-14〕。これらに共通するもので特記すべきは、裁判権の付与および難破船規定である。これにより、領主特権の一部をヴェネツィア側が手に入れたことになるのである。ただし、「協約」と「特権」の内容は、まったく同じというわけではなかった。この点に関しての詳細はヤコービーやファヴロー＝

“Privilèges octroyés à l’ordre teutonique”, *Archives de l’orient latin*, 1; Societate regia studii rerum patriae pronovendis instituta (cura.), *Liber iurium reipublicae Genuensis*, 1 (= *Historiae patriae monumenta*, 7), Avgvstate Tavrinatorum, 1854 (以下、*Liber* と略記); Röhricht, R. (comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII-MCCXCI*, Innsbruck, 1893 (以下、*Regesta* と略記); Id., (comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII-MCCXCI. Additamentum*, Innsbruck, 1904. (以下、*Regesta Add.* と略記); Rozière, E. (éd.), *Cartulaire de chapitre du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1849 (以下、Rozière と略記); Strehlke, E. (Hrsg.), *Tabulae ordinis Theutonici*, Berlin, 1869 (以下、Strehlke と略記); Tafel, G. und Thomas, G. (Hrsg.), *Urkunden zur älteren Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante vom neunten bis zum ausgang des fünfzehnten Jahrhunderts*, 3 Bde., Wien, 1857 (以下、Tafel-Thomas と略記).

⁽¹⁵⁾ 詳細については、Riley-Smith, “Venetian”, pp. 337-350. を参照。

表1 十字軍国家におけるヨーロッパ商業都市に関連する文書（ハットティーンの戦いまで）

整理番号	発給年月日	発給者	発給地	対象	概要	典拠
1	1098	7人のジェノヴァ市民	アンテイオキア	アンテイオキア侯ボエモンド1世	アンテイオキアの防衛を誓約	<i>Regesta</i> , no. 16
2	1101. (4.25.頃)	ボードウアン1世	ヤッファ	ジェノヴァ	ヤッファの区画を譲渡	<i>Urkunden</i> , no. 21
3	1101.11.22.	アンテイオキア侯の摂政タンクレディ	(アンテイオキア)	ジェノヴァ	聖シメオン港からの収益の1/3の譲渡、およびラオデイケア港からの収益の半分の譲渡、およびラオデイケアの町の中を通りや教会のおよび所有、およびジブレが占領された場合にはその土地の譲渡などを承認	<i>Imperiale</i> , 1, no. 12 (= <i>Regesta Add.</i> , no. 35)
4	(1104.5.6.)	ボードウアン1世		ヴェネツィア	アッコンの港の使用権などを承認	<i>Urkunden</i> , no. 26 (= <i>Tafel-Thomas</i> , no. 30; <i>Regesta</i> , no. 31)
5	(1104.5.6.)	ボードウアン1世		ヴェネツィア	アッコンの1/3の区画を譲渡	<i>Urkunden</i> , no. 27
6	(1104.5.26.?)	ボードウアン1世		ジェノヴァ	エルサレム・ヤッファ・カエサレア・アルスール・アッコンのそれぞれ1/3の区画を譲渡・承認	<i>Urkunden</i> , no. 28 (= <i>Liber</i> , 1, no. 9; <i>Imperiale</i> , 1, no. 18; <i>Regesta</i> , no. 45)
7	1104. (5.26.-9.23.)	ボードウアン1世	エルサレム	ジェノヴァ	「援助 (<i>auxilium</i>)」の見返りにアルスールの1/3の区画と一つの村落、カエサレアの1/3の区画、アッコンの1/3の区画と一つの村落、(征服された場合には) カイロの1/3の区画と三つの村落、およびアッコン港からの収益の1/3、およびエルサレムとヤッファの町の中の通り、および300バザントを譲渡・承認	<i>Urkunden</i> , no. 29-B (= <i>Liber</i> , 1, no. 8; <i>Imperiale</i> , 1, no. 15; <i>Regesta</i> , no. 43; <i>Regesta Add.</i> , no. 43)
8	1104 (1105)	ジェノヴァのコンソリー		ボードウアン1世	いかなる時でも、どのような敵に対しても、王国を防衛するために戦うという宣誓	<i>Liber</i> , 1, no. 10 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 16; <i>Regesta</i> , no. 46)
9	1108	アンテイオキア侯の代理人タンクレディ		ピサ	「援助 (<i>auxilium</i>)」の見返りにアンテイオキアおよびラオデイケアにおける所有物、およびアンテイオキア侯領内における自由交易権を承認	Müller, no. 1 (= <i>Regesta</i> , no. 53)
10	1109.6.26.	トリポリ伯バルトラン		グリエルモ・エンブリアコを始めとするジェノヴァのコンソリーたち	ジブレとその周辺域、ロジェ城とその周辺域、トリポリの1/3の区画、および都市トリポリ内外の自由交易権を譲渡・承認	<i>Liber</i> , 1, no. 11 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 24; <i>Regesta</i> , no. 55)

11	1109	ボードゥアン1世	ジェノヴァ			「援助 (auxilium)」の見返りにアルスールの1/3の区画と一つの村落、カエサレアの1/3の区画、アッコンの1/3の区画と一つの村落、(征服された場合には) カイロの1/3の区画と三つの村落を譲渡・承認	<i>Urkunden</i> , no. 29-G (= <i>Regesta</i> , no. 43; <i>Regesta Add.</i> , no. 43)
12	1117.2.	トリポリ伯ボンス	ヴェネツィア			トリポリ内の家屋の所有の承認	Tafel-Thomas, no. 36 (= <i>Regesta</i> , no. 84)
13	1123. (1124.1.20.-2.15.)	エルサレム総大司教グァレルムンドゥスとコネタブルのギヨーム・ド・ブーリ	ヴェネツィア	アッコ		関税免除特権 (ただし、巡礼者の運搬を除く)、ヴェネツィアの交易相手からは1/3以上の関税をかけないこと、アッコに所有する区画の一部変更、裁判権 (ヴェネツィアの「法 (iustitia) と慣習 (consuetudines)」を有するが、ただし「それに対する国王の上位性 (quas rex super suos)」)、ヴェネツィアに属する財産の完全保証、テールおよびアスカロンの1/3とその周辺域などの所有、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認 (パクトゥム・グァアルムンデイ)	<i>Urkunden</i> , no. 764 (= Tafel-Thomas, no. 40; <i>Regesta</i> , no. 102; <i>Regesta Add.</i> , no. 102)
14	1125.5.2.	ボードゥアン2世	ヴェネツィア	アッコ		パクトゥム・グァアルムンデイの承認 (ただし、巡礼者の運搬に関して、慣例に基づいて収益の1/3を国王に、また裁判権に関して、ヴェネツィア市民とそれ以外の者との間の係争については「国王の宮廷にて (in curia regis)」、およびテールの防衛に関して1/3を「奉仕 (servitium)」として負担すること)、およびアッコン内の家屋の所有、およびcannis村の所有、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認	<i>Urkunden</i> , no. 93 (= Tafel-Thomas, no. 41; <i>Regesta</i> , no. 105; <i>Regesta Add.</i> , 105)
15	1127.12.	アンテイオキア侯ボエモンド2世	ジェノヴァ (およびサヴォイアとノーリ)	アンテイオキア		これまでの特権・財産 (聖シメオン港と土地の1/3、ラオディケアの市場や通りなど) を承認、さらに「もしお前たちの助力とにもにさなる物を余が獲得した場合 (si vero aliquid cum vestro auxilio adquisiero)」、および、「余に安全を提供した者たちに (qui... michi securitatem facient)」さらなる物を与えらるであろうことを約束	<i>Liber</i> , 1, no. 20 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 47; <i>Regesta</i> , no. 119)
16	1134	エルサレム総大司教ギレルムスの前書官バルドゥイスとペルナル・ボシエ	ジェノヴァ大司教シルス2世とジェノヴァコンソレーレたち			ジェノヴァとピサとの和平交渉において、ピサ側が拒否したことを、すぐにエルサレム総大司教と国王に伝達するように要請	<i>Liber</i> , 1, no. 35 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 70; <i>Regesta</i> , no. 153)

17	1136.4.13.	フルク	ナブルス	マルセイユ	「援助 (juvamen et consilium)」の見返りとして、自由交易権の承認、およびアッコン・エルサレムの区画と教会の所有の承認、およびヤツファアの商館からの収益の一部 (400 バザント) を「貨幣封 (feodum)」として譲渡	<i>Urkunden</i> , no. 132 (= <i>Mar-seilles</i> , no. 1; <i>Regesta</i> , no. 163)
18	1140.5.	アンテイオキア侯 レーモン1世	ヴェネツィア	ヴェネツィア	アンテイオキアの港の使用権、商館・家屋などの所有、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること、および侯のクーリアにおいてヴェネツィアの法に基づき審議される権利を承認	Tafel-Thomas, no. 46 (= <i>Regesta</i> , no. 197)
19	1144.5.	ニコラ・エンブリアコ の息子のウーゴ	ジェノヴァ	ジェノヴァ	コンソレーレのフィリッポ・デイ・ランベルトとタンクレデイ・デイ・マウロ立ち会いの下、グリエルモ・エンブリアコに対する敵対行為 (ジブレにおける財産の侵害) を取らないように、そしてその親族とムーネとの間の関係を常に友愛なるものにするように努めることを誓約	<i>Liber</i> , 1, no. 89 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 133; <i>Regesta</i> , no. 224)
20	1144	アンテイオキア侯 レーモン1世	ジェノヴァ	ジェノヴァ	ボエモンド1世・タンククレデイ・ボエモンド2世によって与えられた特権・財産を承認	<i>Liber</i> , 1, no. 95 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 140; <i>Regesta</i> , no. 228)
21	1147.1.	アンササルド・マ ローネをはじめと するジェノヴァの コンソレーレたち	ジェノヴァ	ジェノヴァ	ニコラ・エンブリアコとその息子や相続人たちによって1145年になされたジブレの財産 (1125年にグリエルモに与えられた、ラオディケアやアンテイオキアの所領) に関する訴訟に対して、被告 (グリエルモ) に対して300リラの示談金を原告に支払うように提案	<i>Liber</i> , 1, no. 137 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 170; <i>Regesta</i> , no. 247)
22	1152.9.23.	ボードゥアン3世	エルサレム	マルセイユ	「援助 (juvamen et consilium)」の見返りとして、エルサレム・アッコンの区画、および「援助 (auxilium)」の見返りとしてヤツファア=アスカロン領内の Ramie 村の半分を3,000 バザントで貸与	<i>Urkunden</i> , no. 227 (= <i>Mar-seilles</i> , no. 2; <i>Regesta</i> , no. 276)
23	1153.5.	アンテイオキア侯 ルノー・ド・シャ ティヨン	ジェノヴァ	ヴェネツィア	これまでの特権・財産、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること、および裁判権の所有を承認	Tafel-Thomas, no. 55 (= <i>Regesta</i> , no. 282)
24	1154.1.	グリエルモ・ニ ゲッロをはじめと するジェノヴァの コンソレーレたち	ジェノヴァ	ジブレ領主グリエルモ・ エンブリアコ	ムーネが所有するジブレの町を29年間、年に270リラをムーネに、年に100リラを聖ラウレンティノー教会に納めるという条件下で貸与することを承認	<i>Liber</i> , 1, no. 197 (= <i>Imperiale</i> , 1, no. 246; <i>Regesta</i> , no. 286)

25	1154.1.	グリエルモ・ニゲッロをはじめとするジェノヴァのコンソレータチ	ジェノヴァ	ウーゴとニコラのエンブリアコ兄弟	ジェノヴァがアンテンティオキアに持つすべての財産を29年間、年に80リラをコムーネに納めるという条件の下で貸与	<i>Liber</i> , 1, no. 196 (=Imperiale, 1, no. 248; <i>Regesta</i> , no. 285)
26	1154.5.10.	アンティオキア侯ルノー・ド・シヤティヨン	アンティオキア	ピサ	ラオデイクエアおよびアンテンティオキアにおける所有物・特権の承認およびピサの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること(なお、ラオデイクエアの港の所有者はグリエルモ・エンブリアコ)、ピサ市民の間の係争に関する裁判権(ただし、ピサ市民と侯の家臣の間の係争は「余のクーリアで (in curia nostra)」裁判すること)を承認	Müller, no. 4 (=Regesta, no. 292)
27	1155.11-12.	教皇ハドリアヌス4世	ベネヴェント	ボードゥアン3世	エルサレム王国領内においてジェノヴァが被った損害や船の差し押さえに對して賠償をなすように、およびジェノヴァのアッコン副伯の財産・権利を侵害しないように命令	Imperiale, 1, no. 273 (=Regesta, no. 312)
28	1156.11.2.	ボードゥアン3世	アッコン	ピサ	これまでの争いの和および没収した財産の返還(ただし、国王と国王の家臣に関する物の返還(ただし、エルサレム総大司教、カエサレア教会の者たち、聖母マリア・ラティーナ修道院庭に関する物は除く)、およびエジプトに造船資材や鉄などを売却しようとしたために捕らえられた者たちの釈放、およびティール内における殺人事件を除く裁判権および副伯の配置(ただし、「遺産に関する係争は余のクーリアに差し戻し、余のクーリアにて余の公正さと分別に基づいて裁きをなす (Reverso tamēn mea curia querimoniam traditionis mortis, quam in mea curia iudicare faciam secundum iustitiam et rationes meas)」の承認、およびティール内外の土地の譲渡、およびティール港近くの家屋を無税で所有すること(ただし、ピサの船が運搬した巡礼者やピサ市民以外の者たちに関しては、国王が税を徴収する)の承認、およびこれまでの特権の承認	<i>Urkunden</i> , no. 242 (=Müller, no. 5; <i>Regesta</i> , no. 322)
29	1157.6.2.	ヤッファ=アスカロン伯アモリー	アスカロン	ピサ	ヤッファにおける家屋などの財産の承認	<i>Urkunden</i> , no. 291 (=Müller, no. 6; <i>Regesta</i> , no. 324)
30	1161	アッコン司教ギレルムス	アッコン	アマルフィ	アッコンに居住するアマルフィ市民に墓地のための土地を譲渡	Camera, 1, p. 200 (=Regesta, no. 372)

31	1162.6.9.	神聖ローマ皇帝フリードリヒ1世	パヴィア	ジェノヴァ	帝国領内外で「封 (foedum)」として授与したものの承認	<i>Urkunden</i> , no. App. III/2 (=Imperiale, I, no. 308)
32	1163.6.	トリポリ伯レーモン3世	エルサレム	アマルフィ	ラオディケアアの土地や家屋を1200ペザントで貸与(ただし、この土地に関する係争は伯のクーリアアで審議される)	<i>Camera</i> , I, p. 202 f. (=Regesta, no. 380)
33	1163	バツレヘム司教ラドルフス	エルサレム	マルセイユ	アッコシオン領内のRomadet村と家屋を借金(1211ペザント)の担保として譲渡	Rey, p. 21 f. (=Marseilles, no. 3; Regesta, no. 386)
34	1163	アンテイオキア侯ボエモンド3世	ヴェネツィア	アマルフィ	ラオディケアアにおける自由交易権、および半分の区画における裁判権を1300ペザントで貸与	<i>Camera</i> , I, p. 202 (=Regesta, no. 388)
35	1164.8.	(ヴェネツィア市民の)ヴァイターレ・ミカエーレ	ヴェネツィア	聖マルコ教会	ポードウアン2世から授けられた年300マルクの収益を譲渡(ただしそれはアルクによって没収されたので、回復された場合の話として)	Tafel-Thomas, no. 59 (=Regesta, no. 402)
36	1165.3.15.	アモーリー	アッコ	ピサ	ティール港の土地と家屋の所有を承認(ただし、「ピサ側の便宜によって、常に軍勢が通行できるようにする限りにおいて (quatinus ipsorum commodiati in sempiternum expeditum pateat)」)	<i>Urkunden</i> , no. 311 (=Müller, no. 9; Regesta, no. 412)
37	1165.5.13.	教皇アレクサンデル3世	ブールジュ	ヴェネツィア	ティールの聖マルコ教会の所有を承認	Tafel-Thomas, no. 60 (=Regesta, no. 415)
38	1167 (1169).10.12.	教皇アレクサンデル3世		アモーリー	ジェノヴァが王国領内に持つこれまでの特権・所有物の回復を要請	<i>Liber</i> , I, no. 254 (=Imperiale, 2, no. 27; Regesta, no. 438)
39	1167 (1169).10.13.	教皇アレクサンデル3世		エルサレム総大司教アルマリクスなどのエルサレム王国領内の高位聖職者たちやテンプル騎士修道会総長ベバラン・ド・ブラランシュフォール	ジェノヴァが王国領内に持つこれまでの特権・所有物の回復を要請	<i>Liber</i> , I, no. 255 (=Imperiale, 2, no. 28; Regesta, no. 438)
40	1167	アンテイオキア侯ボエモンド3世		ヴェネツィア	アンテイオキア侯国内における関税の半分免除および自由交易権および裁判権、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認を付与	Tafel-Thomas, no. 61 (=Regesta, no. 434)

41	1168.3.	ジブレ領主ウーゴ2世・エンブリア	ジブレ	ジェノヴァ	ジブレにおける関税免除を承認	<i>Liber</i> , 1, no. 256 (=Imperiale, 2, no. 30; <i>Regesta</i> , no. 445)
42	1168.5.18.	アモリー	アッコ	ピサ	アレクサンドリア攻撃における「良き奉仕 (bonum servitium)」の見返りとして、アッコンの土地と教会の建造権、および国王裁判権に服するという条件の下、殺人を除いてはいかなる裁判権にも属さない (ただし、「そこ (ピサの区画) には余の家臣、および王権の下に家屋・封・相続権のある財産を持つ者とは対象外とする (preter illos qui homines mei sunt et mansiones seu redditus et possessiones stabiles in regno meo hoabent)」ことを承認	<i>Urkunden</i> , no. 327. (Müller, no. 11; <i>Regesta</i> , no. 449)
43	1168.10.20.	アモリー (トリポリ伯のバイイとして)	アスカロン	アマルフィ	トリポリ伯領内における特権や所有物を「奉仕義務なしに (sine servitio)」持つことを承認	<i>Urkunden</i> , no. 337 (=Camera, 1, p. 203 f.; <i>Regesta</i> , no. 453)
44	1169.9.16.	アモリー	アッコ	ピサ	(征服した後のこととして) エジプトにおける関税免除、およびカイロの区画と裁判権、および「奉仕義務なしに (sine servitio)」カイロの商館の収益の1年分、アレクサンドリア・ダミエッタ・タムニスにおける関税免除を承認	<i>Urkunden</i> , no. 343. (Müller, no. 12; <i>Regesta</i> , no. 467.)
45	1169.10.	アンテイオキア侯ボエモンド3世		ジェノヴァ	アンテイオキアおよびラオデイケア領内に持つ財産・特権の承認、および侯のクーリアにおいてジェノヴァに関する審議を迅速に行うこと、さらに「その助力で余が獲得するであろう物 (quam ego adquisiero eorum auxilio)」の譲渡を約束	<i>Liber</i> , 1, no. 276 (=Imperiale, 2, no. 49; <i>Regesta</i> , no. 471)
46	1170	アンテイオキア侯ボエモンド3世		ピサ	ラオデイケア (なお、ラオデイケアの港の所有者はウーゴ2世・エンブリア) 内の家屋およびアンテイオキア内の家屋の所有、およびアンテイオキアにおける殺人事件を除く裁判権を承認	Müller, no. 13 (=Regesta, no. 478)
47	1175.6.	ヴェネツィアのドージェのセバスティアノー・ツイアーニ	ヴェネツィア	聖マルコ教会	コムーネがツイールに保有する土地を譲渡	Tafel-Thomas, no. 63 (=Regesta, no. 526)

48	1179.4.9.		教皇アレクサンデル3世	ラテラノ	エルサレム総大司教やアンテイオキア総大司教をはじめとする十字軍国家の高位聖職者たち	これまでの教皇庁に対するジェノヴァの功績を思い出して「教皇特使としてのジェノヴァ大司教を受け入れるように命令	Imperiale, 2, no. 117
49	1179.4.25.	ラテラノ	教皇アレクサンデル3世	ラテラノ	ジブレ領主ウーゴ2世・エンブリアアコ	「その(ジェノヴァ)教会から封を授かっている(ab eorum ecclesia feudum habere)」者としての義務を怠らぬように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 321 (=Imperiale, 2, no. 118; <i>Regesta</i> , 580)
50	1179.4.26.	ラテラノ	教皇アレクサンデル3世	ラテラノ	ボードゥアン4世	アモリーによって不当に没収された、聖地の回復に多大なる貢献をなしたジェノヴァにボードゥアン1世以来与えられた財産・特権を回復するように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 322 (=Imperiale, 2, no. 119; <i>Regesta</i> , no. 438)
51	1179.4.26.	ラテラノ	教皇アレクサンデル3世	ラテラノ	テンプル騎士修道会総長ウード・ド・サンタマン	都市アッコンのジェノヴァの所領内に、同騎士修道会が不当にも家屋を建てたことよって生じた争いを、正義に基づいて収めるように命令	Imperiale, 2, no. 120
52	1179.8.9.	トリポリ伯レーモン3世	トリポリ伯レーモン3世		ピサ	トリポリ内の家屋の所有の承認	Müller, no. 15 (=Regesta, no. 585)
53	1182.8.25.	アッコン	ボードゥアン4世	アッコン	ピサ	「奉仕義務なしに(sine servitio)」所有地における家屋の建造権を持つことを承認	<i>Ur-kunden</i> , no. 432 (=Müller, no. 19; <i>Regesta</i> , no. 617)
54	1182	トリポリ	(ブルジョワの)リシエルダ	トリポリ	ピサ	家屋を売却	Müller, no. 20 (=Regesta, no. 621)
55	1183	アンテイオキア侯ボエモンド3世	アンテイオキア侯ボエモンド3世		ヴェネツィア	アンテイオキア侯領内における自由往来権・自由交易権(ただし市場に持ち込んだ商品は免税の対象外)・安全保証、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認	Tafel-Thomas, no. 68 (=Regesta, no. 632)
56	1186.3.11.	ヴェローナ	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	ジブレ領主ウーゴ3世・エンブリアアコ	エルサレム総大司教・アンテイオキア総大司教・ピブルス司教・トリポリ司教がウーゴ3世に下した教会罰(破門?)について、ジェノヴァの教会とコミュニネに信仰の誓いをなした上で、1年分の収益を収めるように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 351 (=Imperiale, 2, no. 152; <i>Regesta</i> , no. 580)
57	1186.3.11.	ヴェローナ	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	アンテイオキア総大司教	ウーゴ3世・エンブリアアコによるジェノヴァ・コムローネへの義務の不履行に対して、教会罰を科すように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 352 (=Imperiale, 2, no. 153; <i>Regesta</i> , no. 580)

58	1186.3.12.	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	トリポリ伯兼エルサレム国王の摂政のレーモン3世	教皇アレクサンデル3世やルキウス3世によって唆されたジブレ領主ウーゴ3世・エンブリアコに対し、ジェノヴァ・コムローネに対する忠誠をなすように促すことを命令	<i>Liber</i> , 1, no. 353 (=Imperiale, 2, no. 154; <i>Regesta</i> , no. 580)
59	1186.3.12.	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	ボードゥアン5世	聖地の回復に多大なる貢献をなしたジェノヴァに対して、ボードゥアン1世以来与えられた特権・財産を返還するように勧告	<i>Liber</i> , 1, no. 345 (=Imperiale, 2, no. 155; <i>Regesta</i> , no. 438)
60	1186.3.12.	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	トリポリ伯兼エルサレム国王の摂政のレーモン3世	ジェノヴァとの争いを迅速に解決するように、すなわち、ジェノヴァが正当にエルサレム・ヤッファ・カエサレア・アルスール・アッコに有する財産・特権を返還するように要請	<i>Liber</i> , 1, no. 346 (=Imperiale, 2, no. 156; <i>Regesta</i> , no. 438)
61	1186.3.13.	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	エルサレム総大司教	エルサレム国王およびトリポリ伯によって不当に奪われたジェノヴァの財産・特権の返還、およびに彼らとジェノヴァの和を促すように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 347 (=Imperiale, 2, no. 157; <i>Regesta</i> , no. 438)
62	1186.3.13.	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	ナザレ大司教・テンプル騎士修道会総長・聖ヨハネ修道会総長	エルサレム国王によって不当に奪われたジェノヴァの財産・特権の返還について仲載をなすように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 349 (=Imperiale, 2, no. 158; <i>Regesta</i> , no. 438)
63	1186.3.13.	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	聖墳墓教会聖堂参事会総長および参事会員たち	ジェノヴァの特権・財産について記した書が聖墳墓教会に保管されているので、それを（隠蔽するのではなく）開示するように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 350 (=Imperiale, 2, no. 159; <i>Regesta</i> , no. 438)
64	1186.3.13.	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	エルサレム総大司教	上のことを聖墳墓教会聖堂参事会員たちに遂行させるように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 349 (=Imperiale, 2, no. 160; <i>Regesta</i> , no. 438)
65	1186.3.13.	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	トリポリ伯レーモン3世	ジェノヴァが航行の支障を来しているため、トリポリの1/3を返還するように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 355 (=Imperiale, 2, no. 161)
66	1186.3.13.	教皇ウルバヌス3世	ヴェローナ	トリポリ司教	上のことをトリポリ伯が遂行するために、教会罰をもって圧力をかけることを命令	<i>Liber</i> , 1, no. 356 (=Imperiale, 2, no. 162)

リーリエの分析に委ねるとして⁽¹⁶⁾、ここでは筆者にとって重要だと思われる点のみを指摘しておきたい。それは、ティールの町が国王とヴェネツィアとの間で分割所有されることになった、という点である。プラワーやヤコービーは、「特権」に含まれる軍事奉仕義務の規定を、国王によるヴェネツィアの封建家臣化と見なしている⁽¹⁷⁾。ただし、ここでの軍事奉仕義務は、あくまでもヴェネツィアが管轄する区画の防衛に過ぎない。むしろ、国王側の意図は、裁判権を制限することによって慎重でありつつも、ティールの町およびその周辺域を分割して共同統治体制を築くことにより、領主としてのアイデンティティーを共有する運命共同体を構築することにあつた。国王は自らの権力基盤の一部を失いつつも、ヴェネツィア側に堅持すべき支配領域を与えることによって、その軍勢力・人力を引き出そうとしたのである。すなわち、ヴェネツィア人たちによる自身の支配領域の防衛は、彼らの意図がそこにはなくとも、王国そのものの防衛を意味していたのである。

しかし、このような政策が一貫してその後も続いたかということ、そうではない。そもそも、時には結び付き、時には敵対しあう商業都市同士の関係、教皇庁や皇帝といったヨーロッパ勢力との関係、そして王国内においても国王によるパーソナリティーの違いなどが、問題を複雑なものにする。フルクの統治期になると、王国と商業都市との関係において、また幾つかの変化を見ることができる。まずは、マルセイユが明確な形でエルサレム王国領内における財産・特権を獲得していくことである。1136年4月13日発給のフルク証書に明記されているように、マルセイユは彼から貨幣封を授かることで、封建家臣として位置付けられている〔表1-17〕。封という用語は用いられていないものの、1152年9月23日に発給されたボードゥアン3世証書も、マルセイユと国王との間に同様の関係があつたことを示すものであろう〔表1-22〕。

その一方で、イタリア商業都市との関係は悪化していったようである。1134年、エルサレム王国からヨーロッパに派遣された使節団は、当時の教皇庁の分裂（インノケンティウス2世とアナクレトゥス2世）に巻き込まれる形で対立関係にあつたジェノヴァとピサの間の和平交渉に尽力するものの、ピサ側からの拒否にあつた⁽¹⁸⁾。そして、使節団はジェノヴァを介して、この結果を早急にエルサレム国王および同総大司教に伝達するように要請している〔表1-16〕。この出来事が、フルクとピサとの関係に少なからぬ影響を与えたのかもしれないが、それについては解らない。しかし、フルクの統治下において、ピサに対する財産・特権を譲渡・確認した証書がまったく残っていない、ということは両者の関係が良好ではなかつたことを想定させる⁽¹⁹⁾。ただし、このことは、ピサのみに当てはまる

⁽¹⁶⁾ Jacoby, "Venetian", pp. 155-171; Favreau-Lilie, *Italiener*, S498-508.

⁽¹⁷⁾ Praver, *Institution*, p. 222 f.; Id., "Franks", p. 177 f.; Jacoby, "Venetian", p. 164.

⁽¹⁸⁾ 詳細については、Tessera, M., "*Orientalis Ecclesia: The Papal Schism of 1130 and the Latin Church of the Crusader Satates*", Kedar, Riley-Smith, Phillips, J. and Purkis, W. (eds.), *Crusades*, 9, 2011, p. 8 f., を参照。

⁽¹⁹⁾ フルクとの関係の深かつたトリポリ伯国も同様であろう。その一方で、アンティオキア侯との関係は維持されたことは、表1-15・18などが示している。

ものでもない。1164年8月に発給されたヴィターレ・ミカエーレ証書より、我々はフルクがヴェネツィアの持つ財産の一部を押収していたことを知ることができる。かつて拙稿で述べたように、1138年まで、フルクは強権的な政策を展開していた⁽²⁰⁾。ここに先に触れたフルクとマルセイユとの関係を重ねると、王国領内に商業都市の持つ財産・特権は、フルクにとってはあくまでも没収可能な封として解釈されていたと考えられる。このような中で、ジェノヴァも同様に国王との関係を悪化させていったのであろう。そして、1150年代半ばまでは、ボードゥアン3世もフルクの政策を踏襲していたものと考えられる。

ただし、1156年11月2日に発給されたボードゥアン3世証書は、国王とピサとの関係の修復を示すと同時に、両者の衝突の背景の一つにピサとエジプトとの交易があったことを教えてくれる〔表1-28〕。そして、恐らくはジェノヴァと国王との対立にも同様の問題があったのであろう〔表1-27〕。ピサとは異なり、ジェノヴァと国王との関係はその後も修復されることはなかったが、その違いは1153年のアスカロン占領以降に本格的な計画を見たエジプト遠征に対して、積極的に支援・関与したピサと〔表1-42・40〕、消極的であったジェノヴァ（およびヴェネツィア）との間の態度の違いに起因するであろう。その背景に何があったのかは定かでないが、後者の場合はエジプトとの交易を重視したということがあったのかもしれない⁽²¹⁾。ともかくも、このような状況下でジェノヴァのとった方策は、教皇や皇帝といった外部の権威に自身の権利を保護・保証してもらうことであった〔表1-27・31〕。特に、1162年6月9日に発給された神聖ローマ皇帝フリードリヒ1世証書は、ジェノヴァの既得権益を保護するために、そのすべての財産・特権を皇帝から授封されたものにするという方策がとられている点で興味深い。いずれにせよ、ジェノヴァによる外部勢力への依存の中に、我々は運命共同体としての国王とジェノヴァの関係のほころびを見い出せるであろう。

ボードゥアン4世統治期においては、ジェノヴァは再び教皇庁を後ろ盾とした行動に出る。教皇アレクサンデル3世の側からすると、長らく続いた教会分裂状態が落ち着いた後の1179年4月に、ジェノヴァのために動いたということになる〔表1-48～51〕。そして、一連の教皇書簡から、ジェノヴァは、アモーリーおよびテンプル騎士修道会との関係はかなり悪化させていたことが解る〔表1-50・51〕。当時のテンプル騎士修道会総長ウード・ド・サンタマンとアモーリーとの密接な関係は拙稿で見たとおりであり⁽²²⁾、両者の反ジェノヴァ的行動の背後には同じものがあったと考えられる。ジェノヴァは、アモーリー統治期における行動は控え、国王の代替わりの時期を見計らって特権・財産の再承認を狙ったの

⁽²⁰⁾ 拙稿「前期エルサレム王国における国王戴冠と司教任命」『西洋史学』206号、2002年（以下、「国王戴冠」と略記）、71～72頁。

⁽²¹⁾ さらに、ジェノヴァの場合、ピサとの対立がそれとの協調を躊躇させたのかもしれない。Imperiale, 2, no. 14. ただし、1167年にジェノヴァとピサは休戦協定を締結している。Imperiale, 2, no. 26.

⁽²²⁾ 拙稿「騎士修道会と curia regis — 前期エルサレム王国構造に関する一考察 —」『東北学院大学論集 歴史と文化（旧歴史学・地理学）』45号、2010年、75～89頁（以下、「騎士修道会」と略記）。

であろうが、ボードゥアン4世統治期にもそれは叶わなかった。しかし、ジェノヴァも諦めなかった。ボードゥアン5世に国王が代わると、時の教皇ウルバヌス3世を動かして、ジェノヴァは自身の権利を訴えたのだが、この段階においてはトリポリ伯レーモン3世との関係も悪くしていたことが解る〔表1-56～66〕。この一連の教皇書簡の中において、最も注意を引くのが1186年3月13日付の聖墳墓教会聖堂参事会長および同聖堂参事会員たちに宛てたものである〔表1-63〕。この書簡の中で、ボードゥアン1世から授与された特権を刻印した「黄金碑文 (aurea inscripto、表1-7のこと)」が聖墳墓教会に保管されているはずである、とのジェノヴァ側の主張を教皇は記している。しかし、近年の研究が明らかにしているように、この主張は、何としてでもエルサレム国王を議論の場に引っ張り出すための、ジェノヴァ側による捏造であった⁽²³⁾。しかし、それでもジェノヴァの要望が通るのは、ハッティーンの戦いの後を待たねばならなかった。

では、この間のヴェネツィアの状況はどのようなものであったのか。史料の沈黙により、我々はそれについて正確なところを知ることはできない。しかし、ギヨーム・ド・ティールの記述が一つのヒントを与えてくれるであろう。まず、念頭に置いておかねばならないのは、ギヨームの年代記作成はアモーリーの依頼に始まる事業であったということ、およびボードゥアン4世期に国王尚書官を努めていたギヨームは、王国で発給された文書を実際に見ることのできる機会を持っていた、ということである⁽²⁴⁾。その彼は、年代記の一章を割いて、「パクトウム・グアルムンディ」の写しを載せている⁽²⁵⁾。より縛りの強い、かつ後に国王によって追認されたということから、本来はより実効性の高いはずである「ボードゥアンの特権」ではなく、「パクトウム・グアルムンディ」のみが掲載されたということは、アモーリーとヴェネツィアとの間の関係は決して悪いものではなかった、と考えることを可能にするのである。その一方で、ギヨームは、ジェノヴァ側の主張する「黄金碑文」に関連する記述も残している⁽²⁶⁾。ただし、ギヨームの紹介するその内容は、アッココン港からの収益の1/3の受領権、アッココン内の一つの教会の所有権、アッココン内にある一本の通りの管理権（通行税徴収権）に留まる。そして、ジェノヴァ側と国王との間の合意は、「永遠の記憶に刻み込まれるように文書化された (scripti beneficio, perpetuae memoriae mandaverunt)」と記すのみで、その写しは掲載されていない（なお、ここにあるように、ギヨームは「碑文」とは言っていない）。このように、ギヨームの記述の中におけるヴェネツィアとの比較からさらに際立つのは、国王とジェノヴァとの関係の悪さである。

⁽²³⁾ Mayer und Favreau (=Lilie), "Das Diplom Balduinus I. für Genua und Genuas Goldene Inshrift in der Grabenskirche", *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken*, 55/56, 1976, S. 22-95; Kedar, "Golden", pp. 317-335.

⁽²⁴⁾ 詳細については、拙稿「国王戴冠」69～71頁、を参照されたい。

⁽²⁵⁾ Willermus Tyrensis Archiepiscopus, "Historia rerum in partibus transmarinis gestarum", *Recueil des historiens des croisades, occidentaux*, 1-1, 1-2, Paris, 1844 (以下、Willermusと略記), Lib. 12, Cap. 25.

⁽²⁶⁾ Willermus, Lib. 10, Cap. 28.

しかし、ここで一つの新たな疑問が生じる。ジェノヴァと国王との関係悪化にもかかわらず、なぜギヨームはわずかながらではあってもジェノヴァの特権についての記述を残したのか。ただし、これについても、ギヨームの記述の中に解答への糸口が隠されている。それは、1183年の軍事活動に関する記述である。サラーフッディーンからの攻撃が激化する中、同年2月に「総会 (consilium)」が開催され、緊急時に備えるために特別な税が「全住民に (ad omnia residendi)」課されることが決定された。都市部では、資産100ベザントに対して1ベザントの税、さらに収益100ベザントに対して1ベザント（ただし、資産が100ベザント以下の者の場合は、釜戸一つに対して1ベザント）が徴収された。また、農村部では、釜戸一つに対して1ベザントが徴収された。これらの税は、「言語・民族・信仰・男女に関わらず (cujuscumque linguae, cujuscumque nationis, cujuscumque fidei, non habita differentia sexus)」課されたのであった⁽²⁷⁾。必然的に、ヨーロッパの商業都市に属する逗留者たちにも、そして彼らの属する都市国家にも、大きな金銭的負担が強いられたであろう。しかも、彼らが負担したのは金銭のみではなかった。同年の10月頃、病状の悪化したボードゥアン4世は、サラーフッディーンからの攻撃に備えるべく滞在していたナザレで倒れた（なお、この時にギー・ド・リュジニャンが摂政となる）。そこに、サラーフッディーンがナザレに向かって進軍してきた。この緊急事態に対処すべく、武器を持って戦うことのできる「市民たちの多く (magna pars civium)」も従軍した王国軍が、ナザレを目指した。サラーフッディーンの軍勢とのにらみ合いが続く状況においては、支援物資を運ぶ補給部隊が王国軍の陣営に近づくこともできず、その結果、軍勢は飢餓状態に陥った。「とりわけ、歩兵たち、その中でも特に、唐突に沿岸部から召集されたピサ人・ジェノヴァ人・ヴェネツィア人・ロンバルディア人たちが、大いに苦しんだ (Indigebant autem maxime pedites, et praesertim qui ab ora martima instantissime vocati fuerunt, Pisani, Januenses, Veneti, Longobaldi)」。彼らは食糧を携帯していなかったからであった⁽²⁸⁾。この一連の記述から判明することは、ヨーロッパの商業都市の市民たちも、自身を守るためには王国のために戦わざるをえなかった、ということである。特権や財産を巡る、言わば外交的な駆け引きをしつつも、彼らは王国にとっての必要欠くべからざる運命共同体の構成員として認識されていたのである。

2. ハッティーンの戦いからロンバルディア戦争終結までの状況

サラーフッディーンによる攻撃からティールの町を死守したコッラードの下で、および釈放されたギーの下で、多くの商業都市に従来以上の特権・財産が付与された〔表2-4・15・18〕。特にピサは、多くの財産・特権を回復、もしくは新たに手に入れていくことに

⁽²⁷⁾ Willemus, Lib. 23, Cap. 23.

⁽²⁸⁾ Willemus, Lib. 22, Cap. 26-27.

なる〔表2-3・5・6・7・8・11・12・22・29〕。当然のことながら、無制限に特権などが付与されたわけではなく、王国の危機的状況の中においてもコッラードの姿勢は慎重であり、ヤコービーが指摘するように、彼は商業都市の特権の伸長を極力押さえ込もうとした⁽²⁹⁾。しかし、ここで筆者が着目したいのは、表2-7・8に含まれる「奉仕義務 (servicium)」からの免除特権である。このことは、前節で見たような緊急召集が、ピサ側にとって大きな負担として受け止められていたことを示すと同時に、基本的にエルサレム王国の支配者側は、商業都市への特権・財産の付与が封、あるいはそれに類似するものとして認識していたことを示す。そして、コッラードと釈放されたギーとの間における権力闘争という状況下において、ピサはギーの側からも同じ免除特権を獲得することに成功し〔表2-11〕、さらには教皇庁からのお墨付きを得ておくことも忘れなかった〔表2-30〕。そして、この特権の獲得によって、ピサは他の商業都市よりも王国における自由度を高めることに成功した。しかし、そのことは王国側からすると運命共同体の一員を失う可能性を高めた、と言えるであろう。

ハッティーンの敗戦後の混乱の中で、長らく国王と敵対関係にあったジェノヴァも、特権などを回復する機会を得ることができるようになっていった〔表2-1・10〕。そして、ジェノヴァの復権は、運搬役を買って出ることによって結び付くことになったフランス王権の後ろ盾の下で〔表2-13・14・16・17・19・20・26・28〕、さらに加速していくことになる。加えて、過去の経験から学んだのであろうが、ジェノヴァは神聖ローマ皇帝からもお墨付きを得ることを忘れなかった〔表2-23〕。その一方で、ピサやジェノヴァとは異なり、ヴェネツィアは「パクトゥム・グアルムンディ」の再承認で満足したようである〔表2-27〕。派手な外交政策は展開しないということがヴェネツィアの特徴であった、と言えるかもしれない。

以上、1187年から1192年までの混乱期について見てきたが、そこに一つだけ付け加えておこう。それは、在地の権力者たちが特権などの付与の際に条件・制限を加えることで慎重な姿勢を取っていたのに対し、十字軍士として一時的に滞在する外部の権力者たちはそうではなかった、ということである〔表2-20・24・25〕。当然のことではあろうが、自分たちの生活空間・基盤を死守する必要のある者と、そうではない者との間には、大きな温度差があったのである。

確かに、多くの商業都市は混乱期において特権・財産を回復・伸長させたが、そのような傾向がその後も直線的に継続したわけではない。プラワーも指摘するように、アンリ・ド・シャンパーニュの統治下においてその反動が現れ⁽³⁰⁾、多くの制限・条件が付加されること

⁽²⁹⁾ Jacoby, "Conrad, Marquis of Montferrat, and the Kingdom of Jerusalem (1187-1192)", Balletto (a cura di), *Atti del Congresso Internazionale 'Dei feudi monferrini e dal Piemonte ai nuovi mondi oltre gli Oceani'*, Alessandria, 1993, p. 198.

⁽³⁰⁾ Praver, *Institutions*, p. 244 f.

表2 十字軍国家におけるヨーロッパ商業都市に関連する文書（ハッティーンンの戦いからロンバルディア戦争の終結まで）

整理番号	発給年月日	発給者	発給地	対象	概要	典拠
1	1187. (7.4.-7.もしくは7.10.-8.6.)	バロン、高位聖職者、テンブル騎士修道会士、聖ヨハネ修道会士	ティール	ジェノヴァ	ティールの関税免除・自由交易権・裁判権・家屋を譲渡	<i>Urkunden</i> , no. 769 (= <i>Liber</i> , 1, no. 363; <i>Imperiale</i> , 2, no. 170; <i>Regesta</i> , no. 659)
2	1187.8.	トリポリ伯レーモン3世	トリポリ	ピサ	トリポリにおける自由交易権・裁判権（ただし、殺人事件と遺産相続に関する係争を除く）を承認	Müller, no. 22 (= <i>Regesta</i> , no. 662)
3	1187.10. (1.-31.)	コッラード	ティール	ピサ	「サラゼン人から町を防衛した見返りに (pro defensione civitatis contra Saracenis)」、ティール内におけるこれまでの特権の承認、およびピサの商館近くの家屋や国王所有の浴場・製粉場・パン焼き釜・水槽などの所有、および Talobie 村などの4つの村落とその周辺域の所有、および裁判権（副伯もしくはコンソリーの配備も承認、ただし封に關わる事案やピサ出身者であつてもピサ市民権を持たない者および国王の家臣は除く）、およびピサの船が難破した場場合にその積み荷などが保証されることを承認	<i>Urkunden</i> , no. 519 (= Müller, no. 23; <i>Regesta</i> , no. 665; <i>Regesta Add.</i> , no. 665)
4	1187.10. (1.-31.)	コッラード	ティール	サン・ジジ、モンベリエ、マルセイユ、バルセローナ、ニーム	「余とともにティールを防衛した (mecum Tyrum defendentes)」見返りに、ティールにおける自由交易権と関税免除、および区画の所有と裁判権（ただし流血事件は除く）、および村落の所有、および回復地における特権の適用の約束、およびその船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認	<i>Urkunden</i> , no. 520 (= <i>Regesta</i> , no. 666)
5	1187.10. (1.-31.)	コッラード	ティール	ピサ	「余とともにティールを防衛し (mecum Tyrum defendentes)」、「サラゼン人から町を防衛した見返りに (pro defensione civitatis contra Saracenis)」、ヤッファにおける裁判権（副伯もしくはコンソリーの配備も承認、ただし封に關わる事案やピサ出身者であってもピサ市民権を持たない者および国王の家臣は除く）、および農業生産物の一部の受け取り、および村落、および製粉所・パン焼き釜・浴場の所有を承認	<i>Urkunden</i> , no. 521 (= Müller, no. 24; <i>Regesta</i> , no. 667)

6	1187.10. (1.-31.)	コッラード	ティール	ピサ	サラセン人から町を防衛した見返りに (pro defensione civitatis contra Saracenis)、アッコンの土地・家屋・パン焼き釜・浴場、および港近くにある国王の浴場・パン焼き釜、および村とその裁判権 (ius)、および裁判権 (コンソリーと副伯の配権も、ただし封に關わる事案は除く)、および王国領内の自由往来権、およびピサの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること、および以上すべてのことにかかわる税の免除、および教会所有権を承認	Urkunden, no. 522 (=Müller, no. 25; Regesta, no. 668)
7	1188.5. (1.-31.)	コッラード	ティール	ピサ	「余とともにキリスト教世界やティールを防衛した (mecum... in defensione Christianitatis et Tyri)」見返りとして、アッコンの家屋・浴場・パン焼き釜、およびアッコン港や商館からの収益の一部の受領、およびアッコン郊外のパン焼き釜、および聖ジョルジュ村 (casale al Bi'na) と nuyus Regis 城塞の所有、およびこれらすべてに關する税・奉仕義務 (servicium) からの免除を承認	Urkunden, no. 523 (=Müller, no. 27; Regesta, no. 674)
8	1188.5. (1.-31.)	コッラード	ティール	ピサ	「余とともにティールを防衛した (mecum in ipsius Tyri defensionem)」見返りとして、ティール内の土地やパン焼き釜、およびティール領内の Zoite 村を始めとする 11 の村落の所有、およびこれらすべてに關する税・奉仕義務 (servicium) からの免除を承認	Urkunden, no. 524 (=Müller, no. 28; Regesta, no. 675)
9	1189.4.	アンテイオキア侯 ボエモンド3世	ティール	ジェノヴァ	「良き奉仕ゆえに、ことにアンテイオキアの窮状に対して全身全霊に援助と援軍を差し伸べてくれたので (propter bona corum servitia et precipue quia ad necessitatem Antiochie succursum suum et auxilium hilari animo transmisere)」、アンテイオキア・ラオデイケア・ズイベルにおける裁判権 (ただし殺人事件は除く、またアンテイオキア・ラオデイケア・ズイベルに居住する「余のジェノヴァ人のブルジョワたち (meis burgenses ianuenses)」についてはコムーネが受け入れることを許可しない) と自由交易権を承認	Imperiale, 2, no. 184 (=Regesta, no. 680)
10	1189.9. (1.-23.)	コッラード	ティール	ジェノヴァ	「良き奉仕ゆえに (pro bono servicio)」、ティール内の家屋の所有を承認	Urkunden, no. 525 (=Strehle, no. 24; Regesta, no. 682)

11	1189.11.19.	ギー	アッココン	ピサ	アッココン内の土地・家屋・パン焼き釜・製粉場・浴場、およびCobor村、および裁判権(コンソーリと副伯の配備を含む、ただし封に関する事案は除く)の所有、およびピサの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること、および以上すべてのことにかかわる税・「奉仕義務(servitia)」からの免除を承認	Urkunden, no. 476 (=Müller, no. 32; Regesta, no. 684)
12	1189.11.19.	ギー	アッココン	ピサ	「サラセン人から町を防衛したがゆえに (pro defensione civitatis contra Saracenos)」、ティール内の家屋の所有および家屋の建造権、およびティール内の2つの製粉場とパン焼き釜、およびTalobie村などの4つの村落、および裁判権(コンソーリと副伯の配備を含む、ただし封に関する事案およびピサ市民権を持たない者は除く)の所有、およびティール港の広場の所有(ただし、回廊を除いて、所有地外に家屋を建てることは禁止)、およびその船が難破した場合にその積み荷などが保証されること、および以上すべてのことにかかわる税の免除を承認	Urkunden, no. 477 (=Müller, no. 31; Regesta, no. 683)
13	1190.2.6.	ブルゴマーニエユエグ3世	ジェノヴァ	ジェノヴァ	フランス国王フィリップ2世の東方への運搬を受諾し、もし同王がムスリムの土地を占領した場合には、その占領地内の区画を与えることを約束	Urkunden, no. App. III/3 (=Liber, 1, no. 372; Imperiale, 2, no. 191)
14	1190.2.6.	ジェノヴァ	ジェノヴァ		上のことの受諾	Liber, 1, no. 373 (=Imperiale, 2, no. 192)
15	1190.4.10.	ギー	アッココン	アマルファイ	「良き奉仕ゆえに (pro bono servitio)」、ヴェネツィア・ピサ・ジェノヴァと同様の、アッココンにおける自由交易権、および自由航行権、および裁判権(コンソーリと副伯の配備を含む)、およびクローリアのためのアッココン内の家屋の承認	Urkunden, no. 478 (=Camera, 1, p. 201; Regesta, no. 690)
16	1190.4.11.	コッラード	ティール	ジェノヴァ	「東方世界を解放してくれたいがゆえに (pro liberatione orientalis regionis)」、ティール内の裁判権(殺人・窃盗・強盗事件を除く)、ティール領内の聖ジョルジュ村、および家屋・パン焼き釜などを承認	Urkunden, no. 526 (=Liber, 1, no. 374; Imperiale, 2, no. 194; Regesta, no. 691)

17	1190.4.14.	ティール大司教ヨキウス	ティール	ジェノヴァ	ティール内における教会の鐘の建造権、洗礼などの宗教儀礼をジェノヴァ市民に行う権利(ただし、ティール教会の教区内にいるジェノヴァ人は除く)、および殺人事件を除く裁判権の行使を承認	Imperiale, 2, no. 195 (=Regesta, no. 692)
18	1190.4.24.	ギー	アッココン	マルセイユ、モンペリエ、サン・ジル	ヴェネツィア・ピサ・ジェノヴァと同様の、アッココンにおける自由交易権、自由航行権(ただし、関税免除は含まない)・裁判権(副伯の配備を含む、ただし窃盗・殺人事件は除く)の承認	Urkunden, no. 479 (=Marseilles, no. 5; Regesta, no. 697)
19	1190.5.4.	ギー	アッココン	ジェノヴァ	「忠実さと奉仕ゆえに(pro fidelitate et servitio)」、ヴェネツィア・ピサと同様の、アッココンにおける自由交易権・自由航行権の承認	Urkunden, no. 480 (=Liber, 1, no. 375; Imperiale, 2, no. 196; Regesta, no. 693)
20	1190. (8.1.-24.)	フランス国王フィリップ2世	ジェノヴァ	ジェノヴァ	フランス国王フィリップ2世の命を受けて、ムスリムの土地を占領した場合には、その占領地内の区画を与えることを約束	Urkunden, no. App. III/4 (=Liber, 1, no. 384; Imperiale, 2, no. 198)
21	1190.9.1.	アンテオキア侯ボエモンド3世		ジェノヴァ	アンテオキア・ラオディケア・ズイベルおよび他の回復地における自由交易権の承認	Liber, 1, no. 379 (=Imperiale, 2, no. 200; Regesta, no. 695)
22	1191.5.4.	コッラード	アッココン	ピサ	ティール内におけるこれまでの特権・財産、およびその船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認	Urkunden, no. 529 (=Müller, no. 33; Regesta, no. 703)
23	1191.5.30.	神聖ローマ皇帝ハインリヒ6世	ナポリ	ジェノヴァ	神聖ローマ皇帝フリードリヒ1世が1162年に承認した、ジェノヴァが国外に持つすべての財産・特権を承認	Urkunden, no. App. III/5 (=Liber, 1, no. 385; Imperiale, 3, no. 2)
24	1191.5.30.	イングランド国王リチャード1世	アッココン	ジェノヴァ	ムスリムの地が征服された場合のエジプトなどにおける特権、およびムスリムの地が征服された場合はその1/3を授与することを約束	Urkunden, no. App. III/8, 9 (=Liber, 1, no. 381, 382; Imperiale, 3, no. 7; Regesta, 702)
25	1191.6.8.-9.	イングランド国王リチャード1世	アッココン	ピサ	エルサレムの町が征服された場合、「船と人員の数量に応じて(juxta numerum et quantitatem naviam vestrum et gentis vestre)」、その内の土地を譲渡することを約束	Urkunden, no. App. III/6
26	1191.10.26.	ギー	ヤッファ	ジェノヴァ	アッココンにて「サラセン人たちと勇敢に戦った(contra Saracenos fortiter decertavit)」ジェノヴァ市民たちに、これまでに持つアッココンやティールの諸権利や所有物の確認・承認	Urkunden, no. 485 (=Liber, 1, no. 392; Imperiale, 3, no. 8; Regesta, no. 702)

27	1191 (1192).5.9.	コッラード	アッココン	ヴェネツィア	パクトウム・グアルムデンディなどのこれまでの特権・所有物の確認・承認	<i>Urkunden</i> , no. 530 (=Tafel-Thomas, no. 76; <i>Regesta</i> , no. 705)
28	1192.4. (6.-28.)	コッラード	ティール	ジェノヴァ	「東方世界を解放してくれたがゆえに (pro liberatione orientalis regionis)」、アッココン・ヤッファ・アスカロン・エルサレム内外に所有する財産・特権を承認	<i>Urkunden</i> , no. 533 (=Liber, I, no. 401; Imperiale, 3, no. 19; <i>Regesta</i> , no. 704; <i>Regesta Add.</i> , no. 704)
29	1192 (1191).10.3.	イングラード国王 リチャード1世	アッココン	ピサ	ギーの承認した特権・財産を承認	<i>Urkunden</i> , no. App. III/10 (=Müller, no. 35; <i>Regesta</i> , 706)
30	1193.4.8.	教皇ケレスティヌス3世	ラテラノ	ピサ	ギーおよびリチャード1世の承認した特権・財産を承認	Müller, no. 36 (=Regesta, no. 711)
31	1193 (1192).5. (1.-5.)	アンリ	アッココン	ピサ	アッココン・ティール・ヤッファ内のこれまでの特権・財産の承認、およびエルサレム回復時にはその特権を「余のクエリアで (in curia mea)」承認することを約束 (ただし、「余の領地にやってくるピサのコンソレータたち、すべてに留まる限り、いかなる者に対しても余の生命・名誉・領地を守るということを誓約する (Consules Pisanorum et omnes Pisani et filii Pisanorum qui in terram meam venient iurabunt, quamdiu in terra mea et posse meo morabuntur, conservatos me et vitam meam et honorem meum et terram meam contra omnes homines)」という条件、および「あるピサ人が余からブルガージェエを授かっている場合、彼は余にブルガージェエを返上して他のピサ人と同じように自由になるか、もしくはもしその者が余のブルガージェエを保持したいのであれば、その者は他の余のブルジョワと同様に余に服さねばならない (Si pisanus aliquis tenet a me burgesium aut burgesium quam de me tenet mihi reliquat et sit tunc liber ut alii Pisani, aud si vult tenere meam burgesium, sicut alii burgenses mei mihi teneatur)」という条件の下で)	<i>Urkunden</i> , no. 568 (=Müller, no. 37; <i>Regesta</i> , no. 713)
32	1192. (5.5.-12.24./1193.3.27.)	アンリ	アッココン	ジェノヴァ	「援助と助言に対して (pro iuvamine et consilio)」、アッココン内外に持つこれまでの特権・財産の承認、およびヤッファ領内のDolec村を「全農民とともに (cum omnibus rusticis)」譲渡	<i>Urkunden</i> , no. 569 (=Marseilles, no. 29)

33	1192. (5.5.-12.24./1193.3.27.)	アンリ	アッコン	ジェノヴァ	「東方の王国の解放のためにかねてより労力を費やしてくれた (pro liberatione orientalis regni ab antiquis retro temporibus laboraverit)」ジェノヴァ市民に対して、コッラードが承認した特権 (ただしティールの裁判権に関しては「余が (裁きを) 望む者 (de quibus... volumus)」を例外とし「余が先決権を持つ (preiudicavimus reum)」という条件、および免稅特權に関してはサラセン人の土地からの輸入品は除くという条件)・財産を承認	<i>Urkunden</i> , no. 570 (=Liber, 1, no. 405; Imperiale, 3, no. 28; <i>Regesta</i> , no. 707)
34	1194.1.22.	アンテオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド3世		ピサ	トリポリにおける自由交易権、およびトリポリ港からの収益の1/3を受け取れることを承認 (ただし、500ペザントの更新料を支払うという条件の下で)	Müller, no. 39 (=Regesta, no. 718)
35	1195.9. (1.-30.)	アンリ	アッコン	ジェノヴァ	「東方の王国の解放のためにかねてより労力を費やしてくれた (pro liberatione orientalis regni ab antiquis retro temporibus laboraverit)」ジェノヴァ市民に対して、アッコン内の「自由裁判権 (curia libera)」、殺人・窃盗事件および「余が (裁きを) 望む者 (de quibus... volumus)」を例外とし、「余が先決権を持つ (preiudicavimus reum)」という条件)・自由往来権・塔の建造権を承認	<i>Urkunden</i> , no. 578 (=Liber, 1, no. 410; Imperiale, 3, no. 40; <i>Regesta</i> , no. 724)
36	1195 (1196).1. (1.-31.)	アンリ	アッコン	ピサ	アンリが没収したアッコン内のパン焼き釜・浴場の返還を承認	<i>Urkunden</i> , no. 579 (=Müller, no. 40; <i>Regesta</i> , no. 721)
37	1196.5.	キプロス国王エメリー・ド・リュシニヤン		トラローニ	「皇帝ハインリヒ (6世) の榮譽のため (pro honore Henrici imperatoris)」、キプロス王国内における自由交易権を承認	Mas Latrie, 2, p. 30 (=Regesta, no. 729)
38	1197 (1196).10.19.	アンリ	アッコン	ピサ	アッコンにおけるピサ市民の安全保証を承認 (ただし、法に反した場合は誰であろうとも「余の裁判権によって裁く (mea iurisdictione iubeo)」という条件付き)	<i>Urkunden</i> , no. 579 (=Müller, no. 45; <i>Regesta</i> , no. 735; <i>Regesta Add.</i> , no. 735)
39	1198.10. (1.-31.)	エメリー		マルセイユ	「援助と助言に対して (pro iuvamine et consilio)」フルク・アモリーの承認した特権・財産の承認、およびキプロス島内のFlacte村を2800ペザントで貸与	<i>Urkunden</i> , no. 613 (=Marseilles, no. 6; Mas Latrie, 2, p. 24; <i>Regesta</i> , no. 747)
40	1199.4.	アンテオキア侯ボエモンド3世	ティール	ヴェネツィア	アンテオキア・ラオディケア・ズィバルにおける裁判権 (ただし殺人事件は除く) と自由交易権を承認	<i>Liber</i> , 1, no. 424 (=Regesta, no. 753)

41	1199.8.26.	アンテオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド3世	アンテオキア	ピサ	ピサに対する損害賠償（侯に5,000ペザント・ブルジョワに4,000ペザント）を3ヶ月以内に必ずように命令、支払えば従来通りにトリポリ内の家屋・裁判権・自由を享受できるが、支払われなければそれらを失うことを通告	Müller, no. 49 (=Regesta, no. 758)
42	1200.3.20.	アンテオキア侯ボエモンド3世	アンテオキア	ピサ	「これまでの友愛のために (pro integro amore)」、妻のイザベルが承認したティール内の特権（自由交易権）を承認	Müller, no. 50 (=Regesta, no. 769)
43	1200.4.5.	教皇インノケンティウス3世	ラテラノ	エルサレム総大司教・カエサレア大司教	ティール大司教とティールの聖マルコ教会の間の土地を巡る係争について、聖マルコ教会にそれを返還することで解決するように命令	Tafel-Thomas, no. 87 (=Regesta, no. 770)
44	1200.9.23.	カステットの陪審のオットーネ	ジェノヴァ	グリエルモ (2世)・エンブリアアコとその相続人たち	アッコン内の聖ロレンツォ通りに面した土地を年間150ペザントで貸与	Kedar, "Genoa's", app. No. 2
45	1200.10.12.	アッコン司教テバルドゥス	アッコン	ピサ	両者の和解、およびピサの区画にあるピサ所有の教会においてピサ市民に洗礼を施す権利を承認（ただし、コンソレーレたちはアッコン教会に年間16ペザントを納めるという条件付き）	Müller, no. 52 (=Regesta, no. 775)
46	1201.3.	アルメニア国王レヴォン2世		ジェノヴァ	「友愛 (amor)」を求めたジェノヴァに対して、シンス・マミストラ・タルススにおける自由交易権、および財産の承認	Liber, 1, no. 441 (=Imperiale, 3, no. 75; Regesta, no. 781)
47	1201.12.	アルメニア国王レヴォン2世		ヴェネツィア	アルメニア王国領内における安全保証・自由交易権を承認	Tafel-Thomas, no. 94 (=Regesta, no. 786)
48	1202.3.	ポトロン領主プレバーノ		ピサ	ポトロン領内における自由交易権（ただし、売却を目的とした穀物を積んだ船のみ、およびポトロンとトリポリに居住するピサ人は対象外）を承認	Müller, no. 53 (=Regesta, no. 788)
49	1203.5.30.	教皇インノケンティウス3世	ラテラノ	ティールの聖マルコ教会	ヴェネツィアが所有するティールの1/3の区画における諸権利の承認	Tafel-Thomas, no. 108 (=Regesta, no. 791)
50	1205.7.	アンテオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド4世	トリポリ	ジェノヴァ	トリポリ内における自由交易権および裁判権（ただし殺人事件・強姦事件を除く）を、3,000ペザントおよび300人を搭載した2隻のガレエー船の「奉仕 (servitium)」で貸与	Liber, 1, no. 477 (=Regesta, no. 807)

51	1206.5.	(ヴェネツィア市民の)ヴァイターレ・ファレトロ	ヴェネツィア	ヴェネツィアのドージェ (ピエトロ・ツィアーニ)	ヴェネツィア領内の Meteselle 村 (かつて、ドメニコ・パテイヤウーロとその兄弟のヴァイターレが、レオーネ・ファレトロから「封 (feodum)」として授与されていた) を譲渡	Tafel-Thomas, no. 166 (=Regesta, no. 813)
52	1211.2.	アッコンの聖マルコ教会司祭ラウレンティウス	アッコン	カステッラノーロカス	ペイルートの聖マルコ教会の収益を毎年受け取ることを承認	Tafel-Thomas, no. 227 (=Regesta, no. 850)
53	1212 (1213).1.20.	ジャン	アッコン	マルセイユ	アッコン内の聖デメトリウス教会の所有を承認	Urkunden, no. 629 (=Marseilles, no. 7; Regesta, no. 855; Regesta Add., no. 855)
54	1212.4.12.	エルサルレム総大司教アルバルトウス、アッコン司教ガルドリウス、ヴェネツィアの副伯のアンドレア	アッコン(司教館)	ピサとジェノヴァ	町中の家を巡る争いの調停 (副署人にジェノヴァの陪審たち)	Müller, no. 93 (=Regesta, no. 858)
55	1214.6.	ヴェネツィアのドージェのピエトロ・ツィアーニ	ヴェネツィア	ピサとヴェネツィア	ロマーニアとシリアにおける和	Müller, no. 57
56	1214.12.16.	ヴェネツィアのバエロのアンドレア・ヴァイターレ	アッコン(司教館)	ヴェネツィアのドージェ (ピエトロ・ツィアーニ)	ティール大司教との係争についての報告 (作成者: 「皇帝の権威の下での公証人 (Imperiali auctoritate notarius)」のウゴリーノの息子のアイマール)	Tafel-Thomas, no. 240 (=Regesta, no. 872)
57	1216.2.	アンテイオキア侯レーモン・ルベン		ジェノヴァ	アンテイオキアにおける裁判権 (副伯の配備を含む、ただし殺人事件・窃盗事件を除く) および安全保証を承認	Liber, 1, no. 516 (=Regesta, no. 885)
58	1216.4.7.	アンテイオキア侯レーモン・ルベン	アンテイオキア	ピサ	これまでの特権の承認	Müller, no. 58 (=Regesta, no. 886)
59	1217.11.2.	ビブルス領主ギー		ヴェネツィアのシリャ・バイロのティエポロ・ゼン	争いの和解案として、104 ペザントを支払えばビブルス領内における自由・安全保証・目田交易権を承認することを提案	Tafel-Thomas, no. 250 (=Regesta, no. 904)
60	1217-1219	ヴェネツィアのドージェのピエトロ・ツィアーニ		ジェノヴァ	両者の間の和	Tafel-Thomas, no. 251

61	1219	ジャン・ド・ブリエンヌ	ダミエッタ	ジェノヴァ商人ルチーノ・コルサーリ	200 マルクの追加融資を要求	Regesta, no. 927
62	1220.10.4.	神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世	カステットロ・サン・ピエトロ (ボローニャ)	ジェノヴァ	十字軍国家における所有物を「封 (feodum)」として承認	Urkunden, no. App. III/12 (=Liber, I, no. 561)
63	1221.11.	バイエルン伯ジャン・ディープラン	バイルルート	ジェノヴァ	不入権・裁判権・家屋の所有権などを承認	Liber, I, no. 569 (=Regesta, no. 950)
64	1221.12.	バイエルン伯ジャン・ディープラン	バイルルート	ヴェネツィア	自由交易権・裁判権を承認	Tafel-Thomas, no. 261 (=Regesta, no. 951)
65	1222.6.23.	ヴェネツィアのバイロのアイリッポ・コルナリオ	アッココン (ヴェネツィアの聖マルコ教会)	ヴェネツィア・ジェノヴァ・ピサ	裁判権を巡る三者の間の係争の終結宣言	Regesta, no. 956
66	1222.6.	バイエルン伯ジャン・ディープラン		ヴェネツィア	バイルートにおける自由交易権・自由往来権、および裁判権 (殺人事件を除く) を承認	Tafel-Thomas, no. 262 (=Regesta, no. 957)
67	1222.7.15.	ピサのコンソレーレのベッキオ、ジェノヴァのコンソレーレのウーゴ	アッココン (ヴェネツィアの聖マルコ教会)	ヴェネツィア・ジェノヴァ・ピサ	ヴェネツィアのバイロのグイード・アッココンとの立ち会いの下、三者の間の和解を確認	Regesta, no. 958
68	1222.12.16.	ヴェネツィアのバイロのアイリッポ・コルナリオ、ピサのコンソレーレのウーゴ・デ・アッジョーラ	アッココン (ヴェネツィアの聖マルコ教会)	ヴェネツィア・ジェノヴァ・ピサ	両者がかつてジェノヴァのコンソレーレのベッキオと結んだ和解を承認	Regesta, no. 960
69	1222.12.17.	ヴェネツィアのバイロのジッロ・キリーノ	アッココン (ピサの聖ピエトロ教会)	ヴェネツィア・ジェノヴァ・ピサ	三者の間の和解を確認	Regesta, no. 961
70	1223.5.	バイエルン伯ジャン・ディープラン		ジェノヴァ	これまでの特権 (ただし、陶器・ワイン・油・穀物は免税の対象外) の承認	Liber, I, no. 963 (=Regesta, no. 963)
71	1223.9.22.	バイエルン伯ジャン・ディープラン		マルセイユ	バイルートにおける自由交易権、および裁判権 (コンシユラの配備を含む、殺人・流血事件を除く) の付与	Marseilles, no. 8 (=Regesta, no. 965)
72	1224.3.28.	神聖ローマ皇帝兼シチリア国王フリードリヒ2世	カタニーア	アッココンの住民たち	ピサとジェノヴァの対立において、ジェノヴァの商品を譲渡するように、かつピサのアッココンの往来を妨害するように命令	Urkunden, no. App. III/13 (=Regesta, no. 1025)

73	1225.2.24.		ジェノヴァのポデスタにしてコンソレにして副伯のアランカレオーネ・デ・ボローニヤ	ジェノヴァ (聖ラウレンティアーノ教会)	ジェノヴァ	十字軍国家における所有物の確認	<i>Liber</i> , 1, no. 617 (= <i>Regesta</i> , no. 970)
74	1229.4. (1.-20.)		フリードリヒ2世	アッコン	マルセイユ	「余の家臣 (<i>nostre homines</i>)」のモンペリエの人々の物品を運ぶマルセイユに対して、従来規則に従ってモンペリエ市民の自由往来権を妨げないように命令	<i>Urkunden</i> , no. 665 (= <i>Regesta</i> , no. 1014)
75	1229.4. (21.-30.)		フリードリヒ2世	アッコン	ピサ	「余に忠実なる (<i>fideles nostri</i>)」ピサ対して、アッコンにおいてピサ市民に関することはピサのクーリアで審議されるべきことを承認	<i>Urkunden</i> , no. 669 (= <i>Müller</i> , no. 65; <i>Regesta</i> , no. 1005)
76	1229.4. (21.-30.)		フリードリヒ2世	アッコン	ピサ	「余に忠実なる (<i>fideles nostri</i>)」ピサ対して、アッコン・ティール・ヤッファに持つすべての裁判権およびティール〜ヤッファ間の自由航行権などの特権の承認	<i>Urkunden</i> , no. 670 (= <i>Müller</i> , no. 66; <i>Regesta</i> , no. 1006)
77	1229.4. (21.-30.)		フリードリヒ2世	アッコン	ピサ	「余に忠実なる (<i>fideles nostri</i>)」ピサ対して、エルサレムにおける裁判権と特権を持つことを承認	<i>Urkunden</i> , no. 673 (= <i>Müller</i> , no. 64; <i>Regesta</i> , no. 1007)
78	1230.3.19.		教皇グレゴリウス9世	ラテラノ	マルセイユ	ギーにより承認されたアッコン内の教会の所有権を承認	<i>Marseilles</i> , no. 9
79	1231.3.		(元)エルサレム国王にしてラテン帝国皇帝ジャン・ド・アリエンヌ		ヴェネツィア	ラテン帝国領内のすべての特権・財産の承認	Tafel-Thomas, no. 279, 280
80	1233.3.		アンテイクア侯兼トリポリ伯ボエモンド5世		ピサ	「奉仕と友愛に対して (<i>por le servise et por l'amor</i>)」、トリポリ伯領内におけるこれまでの特権・財産の承認	<i>Müller</i> , no. 68 (= <i>Regesta</i> , no. 1041)
81	1233.5.		アンテイクア侯兼トリポリ伯ボエモンド5世		ピサ	「奉仕と友愛に対して (<i>por le servise et por l'amor</i>)」、アンテイクア侯領内におけるこれまでの特権・財産の承認	<i>Müller</i> , no. 69 (= <i>Regesta</i> , no. 1042)
82	1233.10.3.		コネタブルでバイイのオド・ド・モンペリヤール	アッコン (オドの宮廷)	聖ヨハネ修道会・テンブル騎士修道会とマルセイユ	家屋の所有権を巡る争いの調停	Paoli, 1, no. 116 (= <i>Cartulaire</i> , no. 2067; <i>Regesta</i> , no. 1046; <i>Regesta Add.</i> , no. 1046)

83	1233.10.24.	バイルード伯ジャン・デイブラン、コネダブルのオド・ド・モンペリヤール、シドン領主バリアン・デイブラン、カエサレア領主ジャン・カーイファ領主ロアール、ジャン・ダマンドレット	アッコン(旧王宮)	ジェノヴァとピサ	今後4年間、「[封 (feodum)]」の授与がなされないであろうことを通告	Mas Latrie, 2, p. 58 (=Regesta, no. 1047)
84	1233.12.2.	キプロス国王アンリ1世、バイルト伯ジャン・デアラン、カエサレア領主ジャンをはじめとする多数のバロン・騎士たち	ニコシア(王宮)	ジェノヴァ	翌年の1月から1年間、エルサレム王国およびキプロス王国に運ばれるジェノヴァの商品を防衛するように約束	Mas Latrie, 2, pp. 56-58 (=Regesta, no. 1049)
85	1234.1.	カイファ領主ロアール2世	カイファ	ジェノヴァ	カイファ領内における自由交易権(商品にかかる関税の一部免除を含む)および安全保証を承認	Liber, 1, no. 718 (=Regesta, no. 1050)
86	1236.3.	キプロス国王アンリ1世	ニコシア	マルセイユ	キプロス島における特権(税の免除など)の承認	Marseilles, no. 10 (=Potthast, no. 13934; Regesta, no. 1071)
87	1238.11.30.	ヴェネツィアとジェノヴァ		ヴェネツィアとジェノヴァ	両者の間の和	Tafel-Thomas, no. 295

になる〔表2-31・33・35・36・38〕。その中で最も注目すべきは、1193年5月に発給されたとされる証書である〔表2-31〕。この中において、アンリ一代限りという限定はあるものの、ピサの軍事奉仕義務が復活しているのである。また、ピサ市民であっても、国王からブルガージュを授かっている限りにおいて、その者は王国民である、という規定も設けられている。総じて、ヨーロッパの商業都市民たちは、母国に対してより強いアイデンティティーを持ってたと思われるが、このアンリの規定は王国に対するアイデンティティーを有する住民の確保を目指したものと考えられる。このことを傍証するのが、ジェノヴァに対してヤッファ領内のドレク村（現不明）を譲渡したことである〔表2-32〕。ハッティーンの戦いとその後が続いた戦乱の中で、王国が都市民以上に農民の損失に苦しんだであろうことは、想像に難くない。そのような状況下において、全農民とともに一つの村落経営を委ねることは、王国領内に足を付けて定住する者を確保したい、というアンリの方針を示していると考えられる。

アンリによる特権抑制の政策は、より強い王権を志向したエメリーおよびジャンの時代に、さらに加速したものと考えられる。この両者の統治下において、商業都市に特権が付与されたことを示す証書はわずか二通のみであり、しかもいずれもマルセイユに対するものである〔表2-39・53〕。イスラーム勢力との休戦協定の延長という外交政策のあり方も、ピサ・ジェノヴァ・ヴェネツィアにさらなる特権や財産を付与する動機を失わせたのであろう。むしろ、ヴェネツィアのシリア領事を務めたマルシリオ・ゾルジの『報告書』〔表3-2〕からは、ジャンがヴェネツィアの裁判権を侵害していたことが解る。また同王は、第5回十字軍に際して、商業都市民たちに遠征費を半ば強制的に負担させてもいたようである〔表2-61〕。このような状況下でジェノヴァの取った方策は、やはり外部勢力による自身の特権・財産への権威付けであった〔表2-62〕。しかし、第5回十字軍の失敗により、ジャンの権威・権力は低下したようである。王国の最有力貴族の一人であるベイルート伯ジャン・ディブランによって特権・財産の回復が図られたが〔表2-63・64・66・70・71〕、ジャンの強権的な政策の下で抑えられていたピサ・ジェノヴァ・ヴェネツィアは互いに争うようになった。最終的にこの三者の間で休戦協定が締結されるのは、王位継承権を持つ娘イザベラ2世の婿探しのためにジャンが渡欧（1222年10月）して以降のことであった〔表2-60・65・67・68・69〕⁽³¹⁾。

このように、むしろジャンの王国不在期に、商業都市と王国との関係、および商業都市間の関係は修復していく傾向にあったが、そこに大きな横槍が入ることとなった。神聖ローマ皇帝兼シチリア国王フリードリヒ2世は、いまだ婚姻の儀は執り行われていないものの、1223年3月にジャンとの間でイザベラ2世との婚姻についての合意を得ていた（なお、婚姻の儀は1225年11月9日）。そして、1224年3月28日、彼はアッコンの住民たちに

⁽³¹⁾ 詳細については、Favreau-Lilie, “Friedenssicherung”, pp. 429-447, を参照されたい。

向けて、ジェノヴァ人が持ち込む商品を優遇すること、およびピサ人の往来を妨害するように命ずるのである〔表 2-72〕。これまでも随所で触れてきたように、ジェノヴァはたびたび神聖ローマ皇帝に頼ってきたので、フリードリヒ 2 世が親ジェノヴァの立場にあったのはその延長線上のことであろう。しかし、恐らくはそれから間もなく、ピサはフリードリヒ 2 世に歩み寄ったようである。1229 年、国王戴冠式を行うべくエルサレム王国へとやって来たフリードリヒ 2 世は、「余に忠実なる (fidei nostri)」ピサに対して、その特権・財産を承認する一連の証書を発給している〔表 2-75・76・77〕。ここで注意すべきは、エルサレム王国に腰を据えるつもりのないフリードリヒ 2 世による特権・財産の承認には、何ら制限・条件が付されていないということである。なお、フリードリヒ 2 世は、やはり「余に忠実なる」モンペリエの交通の自由を認めるようマルセイユに命じているが、これに対してマルセイユは教皇からのお墨付きを得ることで対抗した〔表 2-74・78〕。

ロンバルディア戦争勃発後の 1233 年 10 月 24 日、バイルート伯ジャン・ディブランを中心とする反皇帝派、すなわちアッコン・コミュニオン側は、皇帝の側に立つジェノヴァとピサに対して、四年間の「封 (feodum)」授与を凍結することを通告した〔表 2-83〕。ここからは、やはり基本的に十字軍国家の支配者側は、商業都市への特権・財産の授与を「封」と捉えていたことが明らかとなり、それは彼らが商業都市を運命共同体の構成員にしようと試みていたと考えることを可能にする。そして、この通告に対してジェノヴァが運命共同体に身を投じることを選択して皇帝側から離反したことは、1233 年 12 月 2 日に発給されたアッコン・コミュニオン側の証書、および当初からアッコン・コミュニオン側に立っていたヴェネツィアとの和解に至ったことが示している〔表 2-84・87〕。すなわち、ロンバルディア戦争によって王国内部の力源が分裂する中で「生き残るための努力」として、ヴェネツィアとジェノヴァは反皇帝派との連携を選択し、ピサは皇帝との連携を重視したのである。

3. ロンバルディア戦争終結以降の状況

ロンバルディア戦争は反皇帝派側の勝利という形で終結したが、それによってホーエンシュタウフェン家の王位が剥奪されたわけではなかった。同戦争終結後に、ヴェネツィアがまず行ったのは、同戦争中に、あるいはそれまでに失われてしまった財産・特権の回復を目指すために自力で調査を行うことであった。先に触れたマルシリオ・ゾルジの『報告書』は、このようにして作成されたのだが、国王不在という状況が長く続いたこともあって、その努力が実るのは約 30 年を経たのこととなる〔表 3-2・68〕。

国王との戦争やその後も続く国王の不在という状況の中で、積極的に関与してきたのが教皇インノケンティウス 4 世であった。彼は、フリードリヒ 2 世の破門を広く世に知らしめた第一リヨン公会議が終わって間もなくの 1245 年 7 月 8 日以降、ヴェネツィア・ジェ

ノヴァ・マルセイユ・アンコーナといった商業都市が十字軍国家に所持する財産・特権を承認する一連の書簡を発行し続けた〔表 3-5・8・9・10・13・14・18～27・29～34〕。彼が、とりわけ都市エルサレムが再び失われてしまって以降、キリスト教徒の回心を目指して数多くの托鉢修道会士を十字軍国家に派遣したことは拙稿で述べたとおりであるが⁽³²⁾、一連の書簡の送付は、彼なりの十字軍国家における秩序回復政策の一環として捉えられよう。ただし、フリードリヒ2世との結び付きを深めていたために破門されていたピサは⁽³³⁾、対象の外に置かれた。従って、ピサは自身の権益を守るための手段として、やはり皇帝に依存せざるをえなかった〔表 3-12〕。また、ジェノヴァも 1249 年頃には、ともに反皇帝派として戦った者たちとの関係を悪化させていたようである。そのために、ジェノヴァも自身の利益を守るためには皇帝の権威に依拠するか〔表 3-16〕、もしくは自力救済的な処置を行なうしかなくなった〔表 3-15・29〕。1251 年には、インノケンティウス 4 世もジェノヴァを擁護する一連の書簡を発する〔表 3-29～34〕。その背景には、彼がジェノヴァ出身だということもあったかもしれないが、ジェノヴァが聖王ルイの十字軍に少なからぬ貢献をしたということがあった⁽³⁴⁾。

聖王ルイの十字軍国家滞在中（1250～1254 年）は、穏やかな日々が続いたようである。しかし、1256 年、アッコンにある聖サバス教会の所有権を巡るヴェネツィアとジェノヴァの対立が大きな内戦へと発展する。いわゆる聖サバス戦争の勃発である。ティール＝トロン領主フィリップ・ド・モンフォールや聖ヨハネ修道会は、ジェノヴァの味方をした。一方、ヴェネツィア側には、ヤッフア伯ジャン・ディブラン、テンプル騎士修道会、そしてピサが付いた⁽³⁵⁾。さらにそれぞれの背後には、ジェノヴァ側にはコンラーディンからシチリア王位を篡奪したマンフレディ〔表 3-39〕が、ヴェネツィア側には後にマンフレディを駆逐することとなるアンジュー伯シャルル 1 世がいた〔表 3-43〕。ただし、聖サバス戦争ではジェノヴァへの敵対心からヴェネツィア側に立ちながらも、相変わらずピサがホーエンシュタウフェン家との関係を重視していたことは、表 3-60 が示すとおりである。

このような状況に、教皇アレクサンデル 4 世も対処しようとするが、結局は上手くいかなかったようである〔表 3-45・46・48〕。在地の者たちも、バイバルスからの攻撃が激化する中で、聖サバス戦争がいち早く収束することを望んでいた〔表 3-53〕。つまり、彼らにとっては商業都市間の和が、「生き残るための努力」の最優先課題になってしまったわけであるが、その間もジェノヴァとヴェネツィアはそれぞれのアイデンティティを核とした「生き残るための努力」に邁進していた。戦闘を尻目に、したたかに特権の確保に勤

⁽³²⁾ 拙稿「13 世紀聖地周辺域における托鉢修道会士の活動 — ムスリムの改宗作業とキリスト教徒の回心作業を中心に —」『東北学院大学論集（歴史学・地理学）』39 号、2005 年、33～78 頁。

⁽³³⁾ Templar of Tyre (Crawford, P. (ed. and tra.)), *The 'Templar of Tyre': Part III of the 'Deeds of the Cypriots'*, Burlington, 2003 (以下、*Templar of Tyre* と略記), chap. 240.

⁽³⁴⁾ *Templar of Tyre*, chap. 261.

⁽³⁵⁾ *Templar of Tyre*, chap. 275-282.

表3 十字軍国家におけるヨーロッパ商業都市に関連する文書（ロンバルディア戦争終結以降）

整理番号	発給年月日	発給者	発給地	対象	概要	典拠
1	1243.2.	トリポリ伯ボエモンド4世	トリポリ(伯宮廷)	モンペリエ	領内における諸権利を承認	<i>Regesta</i> , no. 1110
2	1242.6.	ヴェネツィアのシリアのパイロのマシリオ・ゾルジ	アッコ	ヴェネツィア	ヴェネツィアが十字軍国家内に所有する特権・財産の確認報告書(数多くの情報を含む)	Berggötz, S. 101-191; Tafel-Thomas, no. 289, 299, 300 (=Regesta, no. 1114, 1116)
3	1244.-1249.5.9.	聖ヨハネ修道会総長ギヨーム・ド・シヤトースフ	アッコ	マルセイユ市民のブリトン	マルセイユの港において、わずかの利益のため、十字軍国家で小麦と大麦の不足に苦しんでいる聖ヨハネ修道会の財務官たちを困惑させないように命令	<i>Cartulaire</i> , no. 2322 (=Regesta Add., no. 1129a)
4	1245.2.17.	聖ソフィア教会の司祭ステファヌス	ヴェネツィア	カステッラーノ・トルス	ペイルートの聖マルコ教会の収益を毎年受け取ることを承認	Tafel-Thomas, no. 306 (=Regesta, no. 1132)
5	1245.7.28.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	アンコーナ	アッコの港への自由航行権、およびアッコにおける自由交易権を承認	<i>Urkunden</i> , no. App. III/14 (=Berger, 2, no. 1404; Regesta, no. 1025)
6	1246.3.	アルメニア国王ヘトウム1世		ヴェネツィア	アルメニア王国領内における自由交易権・自由往来権、およびヴェネツィアの船が難破した場合にその積み荷などが保証されることを承認	Tafel-Thomas, no. 307 (=Regesta, no. 1141)
7	1246.10.16.	聖ソフィア教会の司祭ステファヌス	ヴェネツィア	カステッラーノ・トルス	ペイルートの聖マルコ教会の収益を毎年受け取ることを承認	Tafel-Thomas, no. 308 (=Regesta, no. 1146)
8	1247.5.6.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	ヴェネツィア	ティールおよびアッコの聖マルコ教会の特権を承認	Tafel-Thomas, no. 309 (=Potthast, no. 12505; Berger, no. 3030; Regesta, no. 1148)
9	1247.12.7.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	ジェノヴァ	エルサレム王国およびキプロス王国内における教会罰からの保護を宣言	<i>Liber</i> , 1, no. 779
10	1247.12.7.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	アッコの聖十字教会聖堂参事会長	上のことを遂行するように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 782
11	1248.8.6.	教皇特使オクタウィアヌス	ミラノ	ヴェネツィア	ティールおよびアッコの聖マルコ教会の特権を承認	Tafel-Thomas, no. 312 (=Regesta, no. 1151)

12	1248.3.4- 1249.3.31.	フリードリヒ2世の陪審にして公証人のレオナーナ・カスチナーナの息子ベネカンカーサ	アッココン(ピサの聖ピエトロ教会)	ピサのアッココン兼全シリアのコンソレーレのグイード・デ・サンカッシアーノ	陪審サント・レ・デ・ユベナツツイオなどの立ち会いの下、ピサがアッココンやシリアに保有する特権・財産の確認	Müller, no. 36 (=Regesta, no. 1157); Müller, no. 23 (=Regesta, no. 1158); Müller, no. 5 (=Regesta, no. 1159); Müller, no. 67 (=Regesta, no. 1160); Müller, no. 32 (=Regesta, no. 1161); Müller, no. 15 (=Regesta, no. 1162); Müller, no. 31 (=Regesta, no. 1177); Müller, no. 9 (=Regesta, no. 1173)
13	1248.11.18.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	マルセイユ	ボードウアン3世に承認された特権・財産を承認	Marseilles, no. 12
14	1249.3.23.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	エルサレム総大司教ロベルトゥス	マルセイユの特権を保證するように命令	Marseilles, no. 13
15	1249.6.23.	ジェノヴァのシリアアのコンソレーレにして副伯のシモン・マロチエツリ	アッココン		ニコロ・ドラージなどのジェノヴァ市民たちの立ち会いの下、ジェノヴァの保有する特権・財産などの確認	Desimoni, no. 1 (=Regesta, no. 1181);
16	1249.7.14.	ゲイルモ・デ・ブルガツロとジェノヴァのシリアアのコンソレーレにして副伯のシモン・マロチエツリ	アッココン		ジョヴァンニ・カスターネなどのジェノヴァ市民たちの立ち会いの下、ジェノヴァの保有する特権・財産などの確認(フリードリヒ2世の公証人カステッロ・デ・バキサーノが作成)	Desimoni, no. 2 (=Regesta, no. 1182)
17	1249.10.1.	ランフランコ・トルネッロなどのジェノヴァ市民たち	アッココン(ジェノヴァ所有の家屋)	テンプル騎士修道会	借金の返済	Regesta, no. 1183
18	1249.12.21.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	アンテイオキア教会助祭長	テイルルおよびアッココンの聖マルコ教会の特権を保證するように命令	Tafel-Thomas, no. 313, 314 (=Potthast, no. 13895; Regesta, no. 1185)
19	1250.3.15.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	マルセイユ	フルク・アモリー・エメリーなどに承認された特権・財産を承認	Marseilles, no. 14
20	1250.3.15.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	エルサレム総大司教兼ニコシア大司教ロベルトゥス	マルセイユの特権を保證するように命令	Marseilles, no. 15

21	1250.3.17.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	キプロス国王アンリ1世	マルセイユの特権を保証するように命令	Marseilles, no. 16
22	1250.3.17.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	マルセイユ	フルクに承認された特権・財産を承認	Marseilles, no. 17
23	1250.3.18.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	マルセイユ	ボードウアン3世に承認された自由交易権、およびヤツワア＝アスカロン伯領内の Ramie 村の所有を承認	Marseilles, no. 18
24	1250.3.18.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	マルセイユ	ジャン・ド・プリエンスに承認されたアッコン内の裁判権および家屋の所有を承認	Marseilles, no. 19
25	1250.3.18.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	マルセイユ	エルサレム王国・キプロス王国内の自由往来権・不入権・財産の所有を承認	Marseilles, no. 20
26	1250.3.18.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	マルセイユ	ギーにより承認されたアッコンにおける不入権・裁判権(副伯とコンシユラの配備を含む)・自由交易権・免税特権を承認	Marseilles, no. 21
27	1250.3.18.	教皇インノケンティウス4世	リヨン	マルセイユ、モンベリエ	キプロス国王アンリ1世に承認されたキプロス王国領内における自由交易権・不入権を承認	Marseilles, no. 22
28	1250.5.3.	ジェノヴァのシリアンのコンソレーレのモン・マロチエッリと、同じくオジェット・リッチ	アッコン	ジェノヴァ	ジェノヴァの特権・財産などの確認	Desimoni, no. 3 (=Regesta, no. 1187, 1188)
29	1251.6.11.	教皇インノケンティウス4世		ティール大司教	エルサレム王国・トリポリ伯国・アンティオキア侯国における、ジェノヴァに対する妨害行為からジェノヴァ市民を保護するように命令	Liber, 1, no. 795
30	1251.7.5.	教皇インノケンティウス4世		聖ヨハネ修道会総長ギョーム・ド・シヤトヌフ	同上	Liber, 1, no. 799
31	1251.7.5.	教皇インノケンティウス4世		ジェノヴァ	エルサレム王国・トリポリ伯国・アンティオキア侯国における、ジェノヴァの財産・特権を承認	Liber, 1, no. 800
32	1251.7.5.	教皇インノケンティウス4世		エルサレム王国・トリポリ伯国・アンティオキア侯国の高位聖職者たち	上のことを通知	Liber, 1, no. 801

33	1251.7.5.	教皇インノケンティウス4世	アレクサンドリアの聖サバス修道院長	アッコンの港近くの家屋をジェノヴァに売却するように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 818
34	1251.7.5.	教皇インノケンティウス4世	ティール大司教	上のことを遂行するように命令	<i>Liber</i> , 1, no. 819
35	1252.2. (1.-29.)	コンラート4世	メッシーナ	アッコン港においてピサと同等の不入権を承認	<i>Ur-kunden</i> , no. 704 (= <i>Regesta Add.</i> , no. 1202)
36	1255.10.9.	ナザレ大司教ヘンリクス	アッコンに居住するジェノヴァ市民のマツデイオ・デ・マリノー	かつてラルフ・アンゲルがナザレ教会からブルガージュエとして受け取った <i>Saphoria</i> 村内の土地、およびナザレ市内の家屋、およびナザレ近郊のブドウ畑を譲渡	<i>Rey</i> , pp. 36-38 (= <i>Regesta</i> , no. 1242)
37	1257.4.2.	教皇付司祭ヨハネス・デ・カメツァーノ	ラテラノ	ヤツファア伯ジャン1世・ディブランによって承認された自由・不入権などを承認	<i>Marseilles</i> , no. 23
38	1257.8.10.	エルサルナム王国のコネタアル兼バイイのアルスール領主ジャン・ディブラン	アッコン	ティール領主フイリップ・ド・モンフォール、カエサレアル領主ジャン・ラルマンや「エルサルム領の護法官兼弁護官 (syndicus et procurator signoriae Hierosolymitanae)」のエティエンヌ・ド・ソヴァアなどの同意の下、アッコンのジェノヴァ領内にある教会・館・宿の所有を承認（もし戦争が生じた場合、50人のアンコーナの兵士を提供するという条件の下で）	<i>Ur-kunden</i> , no. 806 (= <i>Paoli</i> , 1, no. 132; <i>Regesta</i> , no. 1259)
39	1258.9.12. (1259.4.30.)	シチリア国王マンフレディ	メッシーナ	ジェノヴァのアッコン・コンソレのジヤコモ・フリゼーノが財産を移譲したジェノヴァ人メルーリ・スキリーニの相続人である、メッシーナ市民フグツツイオ・ダレツツイオに、かかるべき金銭を譲渡するように命令（関連：その遂行）	<i>Regesta</i> , no. 1268 (関連: <i>Regesta</i> , no. 1273)
40	1259.5.25.	聖ヨハネ修道会総長ユエグ・ド・ルヴェル	アッコン	アッコンの港近くの家屋および倉庫の貸与を承認	<i>Cartulaire</i> , no. 2919 (= <i>Regesta Add.</i> , no. 1273a)
41	1259.8.2.	ティペリア司教エウストロキウスとアッコンにあるドミニコ会系の聖サミュエル修道院長ヨハネス	アッコン	ティールにおける聖ヨハネ修道会との間に生じた、聖ワサロ修道院の財産を巡る争いの終結を命令した教皇アレクサンデル4世の勅書を提示	<i>Paoli</i> , 1, no. 135, 138 (= <i>Cartulaire</i> , no. 2925; <i>Regesta</i> , no. 1275, 1276; <i>Regesta Add.</i> , 1275, 1276)

42	1259.8.5.	ティールにある ジェノヴァの聖ラ ウレンティノー教 会聖堂参事会長	ティール	聖ヨハネ修道院	係争中の聖ラザロ修道院の財産を譲渡するこ とを承認	Paoli, I, no. 135 (=Cartulaire, no. 2925 ; Regesta, no. 1277 ; Regesta Add., 1277)
43	1259.10.	ヴェネツィアのラニエ ドージェのラニエ リ・ゼン	ヴェネツィア (総 督府)	マルセイユの外交使節 アルノー・エソルシー ヴ	アッココンにおける、カピタネイのラウレン ティノー・テウブーロおよびヴェネツィアの バイロのマルコ・ジュステニアノー (ヴェ ネツィア側) と、アンジュー伯シャルルの外 交使節にしてアッココンにおけるマルセイユの コンジュラーであるギヨーム・コム (マルセ イユ側) との間で結ばれた和を承認	Regesta, no. 1283
44	1260.1.7.-19.	アッココン司教フロ レンティウス	アッココン	自分自身と、ヴェネツィ アのアッココン・バイロ のジョヴァンニ・ダン ドローおよび補佐官の レオナルド・マウリチー ノとマリノー・コンタ リニ	アッココン司教とアッココンの聖マルコ教会司祭 ヨハネスとの間の教区を巡る争いの和	Tafel-Thomas, no. 343, 344 (=Regesta, no. 1285)
45	1260.6.1.	教皇アレクサンデ ル4世	アナニ	教皇特使のベツレヘム 司教トマス	ヴェネツィア・ピサとジェノヴァの間の係争 を終結させるように命令、およびこの書状が 到着してから8日以内にヴェネツィア・ピサ・ ジェノヴァに対して聖地の塔や城壁要塞の引 き渡しを命ずるよう指示	Regesta Add., no. 1293a
46	1260.12.10.	ジェノヴァのシリ アのコンソリーに して副伯のジャコ モ・スビルモ・デ・ サヴィニャーノな どのジェノヴァ市 民たち	ティール (ジェノ ヴァのコムネー 館)	ピサ、ヴェネツィア	教皇特使のベツレヘム司教トマスが提示した、 ピサやヴェネツィアに対して聖地の塔や城壁 要塞をトマスに引き渡すようにとの教皇アレ クサンデル4世からの命令を公開	Tafel-Thomas, no. 346 (=Re- gesta, no. 1294)
47	1260頃	ティール領主フイ リップ・ド・モン フォール		マルセイユ	ティール大司教エギデイスおよび聖ヨハネ 修道会大管区長ユーグ・ド・ルヴェエルの立ち 会いの下、裁判権を承認	Regesta, no. 1297

48	1261.1.11.-17.	教皇特使のベッレハム司教トマス	ヴェネツィアのバイロンのコンソーレのゴフロード・ドラペツリ	ヴェネツィアの大司教をはじめとする高位聖職者・修道院長たち、ドイツ騎士修道会のマレシヤル、ジェノヴァの法務官兼弁護官のフレゾーノ・マルチエツコとジョヴァンニ・デ・ロヴィエーニヨがやってくる。上記の教皇アレクサンデル4世の書簡を提示。その後、テンブル騎士修道会のマレシヤル、聖ヨハネ修道会の管区長、ヤツファア伯、カイファア領主、エルサレム王国マレシヤルのジャン・ド・ジルベール、アッコシオン教会兼ティベリア教会の助祭長、ファマグスタ教会の聖歌隊長のジャン・バスカ師を加えて、再協議。最終的に、ヴェネツィアとピサは、教皇の命令を拒絶する旨も記載。	テフェル-Thomas, no. 346 (=Müller, pp. 455-457; Regesta, no. 1298)
49	1261.9.	ヴェネツィアのドージェのラニエロ・ゼン	ヴェネツィア	アッコシオンとアッコシオンの聖マルコ教会司祭ヨハネとの間の教区を巡る争いの和	Pozza, "Venezia", app. No. 3
50	1261.11.	アルメニア国王ヘトウム1世	ヴェネツィア	特権の承認	Pozza, "Venezia", app. No. 4
51	1264.5.5.	ジェノヴァ評議会	ジェノヴァ	ティール領主フイリッポ・ド・モンフォールとジェノヴァのポデスタのグリエルモ・スカランポとの間の取り決め(ティール領内における自由交易権(ただし、ティールの城門を通過するあらゆる物品には、2.5パーセントの関税がかかるが、売れ残りの物品を再び運ぶ際にはそれ以上の税はかからない、という条件の下で)、安全保証・裁判権、およびジェノヴァの船が難破した場合にその積み荷などが保証されること)の確認	Desimoni, no. 4 (=Regesta, no. 133)
52	1264.10.14.	(ジェノヴァ市民の)ランフランキ・ラヴァッジョの未亡人のペトロ・ニヤ	(ジェノヴァ人で)アッコシオンのラウレンティノー・グイレルモ	アテネオキアのジェノヴァ人居住区にある倉庫を占拠するように命令	Regesta Add., no. 1335b
53	1265.11.23.	ティール大司教アエギデイウス	パリ	トリポリ教会の聖歌隊長長リカルドウス師	Regesta, no. 1341
54	1266.2.13.	ヴェネツィア市民マッテオ・マルメツラ	(アッコシオン)	アッコシオンのバイロのミカエール・ダウローネの立ち会いの下、アッコシオン内の家屋を売却	Carulaire, no. 8207 (=Regesta Add., no. 1342b)

55	1267.3.10.	アマルフィ大司教 フィリップス	(アマルフィ)	アマルフィ市民マリ ーノの息子のジョル ジ・エディッチェ	来る9月1日からの4年間、アマルフィ教会 がトリポリに所有する市場の収益権や、ア ッコンにある教会の収益権などを承認	Regesta, no. 1346
56	1267.6.6.	教皇クレメンス6 世	ヴィテルボ	マルセイユ	ギーにより承認されたアッコンにおける自由 交易権・免税特権・裁判権(副伯やコンシ ユラの配属を含む)、およびすべてにおける税か らの免除を承認	Marseilles, no. 24
57	1267.6.8.	教皇クレメンス6 世	ヴィテルボ	マルセイユ	ポードウアン3世により承認されたエルサレ ム王国領内における自由交易権、およびヤ ッファ＝アスカロン伯領内のRamie村の所有を 承認	Marseilles, no. 25
58	1267.6.9.	教皇クレメンス6 世	ヴィテルボ	マルセイユ	フルク、アモーリー、エメリーにより承認さ れた特権・財産の所有を承認	Marseilles, no. 26
59	1267.7.8.	ジェノヴァのポデ スタのタイード・ デ・ロドピオ	ジェノヴァ	(シリア方面の)ジェ ノヴァの法務官ベ レンガリオ	ティールにて2月10日にテンブル騎士修道会 総長トマ・ベラールとの間に締結した和平の 承認	Regesta, no. 1353
60	1268.7.7.	コンラデーイン	シエナ	ピサ・シエナ	「余に忠実なる (fideles nostri)」ピサ・シエナ 対して、アッコン港の使用権・交易権、およ びピサ・シエナの船が難破した場合にその積 み荷などが保証されることを承認	Urkunden, no. 710 (=Müller, no. 70; Regesta, no. 1360)
61	1268.10.22.	ジェノヴァの評議 会	ジェノヴァ	ティール領主フィリッ プ・ド・モンフォ ースの家臣のタマ ス・ボレ、アッ コン「住民 (incola)」でモ スル(商人) のムサク、ア ッコン住民の シリビエ、ア ッコン住民の ジャズ、アドラ ブの息子のア ジメン・ド・リ ール、タル タル領主の家 臣のセリム の息子のペ ルフェク、ア ッコン住民 のフエリ ーチェ・デ・ オレーチ、 アッコン住 民のステ イマン・カ シミ、ア ッコン住 民のタマ スクスの ラシンの 息子のス レイ	ジェノヴァ市民のルチエート・デ・グリマル ドが、彼らのガレー船を拿捕したことによ って生じた損害の賠償を承認	Mas Latrie, 2, pp. 74-77 (=Langlois, no. 22; Regesta, no. 1362)

61					ギマン、聖職者ゲオルク領主のウス、テイーラスのボガレ、アルメニア国王の住民のマンズール・エルミン、バサキ・バハラン、バルソミ・ミカエレ、マケロツティ・ダヴィデ、アルメニア国王の臣に居する兄弟のアジスとムサー、ジャン・オキアソン、アンティオキア総大司教の家臣のシモン・ダンテイオシユ、アンティオキア侯の家臣のオルフェウルの息子エテイドの息子のニコル、同じくアガフ、同じくマテルリ・アリ-						
62	1270.8.22.		ヴェネツィア、ピサ、ジェノヴァの外交使節たち	クレモナ					十字軍国家における和平の締結	Regesta Add., no. 1374d	
63	1271.1.		アルメニア国王レヴォン3世	シス		ヴェネツィア			アルメニア王国領内における安全保証を承認	Tafel-Thomas, no. 361 (=Regesta, no. 1376)	
64	1274.10.28.		ピサ出身のアッココン市民ジョヴァンニ・アンセルモヤその他多数	(アッココン)		聖ヨハネ修道会			家屋・土地の売却契約を忠実に遵守することを承認	Carulaire, no. 3557 (=Regesta Add., no. 1400a)	
65	1277.6.1.		アンティオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド7世	トリポリ(侯宮廷)		ヴェネツィア			トリポリ伯領内における自由交易権(ただし、市場にいる伯の役人が同行し、あらゆる商取引を記録するという条件の下で)の承認(ただし、「余と余の相続人たちが望む限りにおいて (durer tant come ie et mes heirs vorons)」)	Rey, pp. 47-50 (=Regesta, no. 1412)	

66	1277.7.1.	エルサレム総大司教にして教皇特使のトマスをはじめとする高位聖職者たち、テンブル騎士修道会総長ギヨーム・ド・ボネジュエ、聖ヨハネ修道会大管区長ニコラ、ドイトツ騎士修道会大管区長コンラート、ピサのコンソレのヤークボ・デ・ルバイ、公証人バルトロメオ・デ・フィ尔蒙、テン領主ジャン・ド・モ	アッコン(テンブル騎士修道会館)	ヴェネツィア	マルシリオ・ゾルジの報告書に基づくヴェネツィアの特権・所有物の承認すること、ティエール領主ジャン・ド・モンフォールとヴェネツィアとの間の和解	Tafel-Thomas, no. 369 (=Regesta, no. 1413)
67	1277.8.17.	ヴェネツィアのアッコンのゴンソレのウーゴ・デ・レオナルド	アッコン(ジェノヴァのクーリア)	ヴェネツィアのアッコンのパイロのアルベルト・デ・モロシーニ	使者のタルターロ・ウーゾデイマーレを通じて、ヴェネツィア市民のアニエーゼなどが不当に占拠している家屋の返還要求	Regesta Add., no. 1413b
68	1277.8.18.	ヴェネツィアのアッコンのゴンソレのウーゴ・デ・レオナルドの使者のタルターロ・ウーゾデイマーレ	アッコン(聖マタエウス教会に隣接するヴェネツィアの館)	ヴェネツィアのアッコンのパイロのアルベルト・デ・モロシーニ	ヴェネツィア市民たちが不当に占拠している家屋の返還要求	Regesta Add., no. 1413c
69	1281.10.31.	シチリア国王兼エルサレム国王ジャンルル1世・ダンジュエのバイイのマルシカカ伯ルッジェロ・デイ・サンセヴェリーノ	(アッコン)	聖ヨハネ修道会とピサ	両者の間でのアッコン内の小屋・城壁・塔の管理権を巡る争いについて、聖ヨハネ修道会の所有権を承認	Cartulaire, no. 3771 (=Regesta Add., no. 1442a)
70	1284.9.6.	シヤルル1世・ダンジュエ	プリンデイシ	マルセイユ	「余のマルセイユ (nostra Massilia)」に対して、シチリアの晩鐘事件における「奉仕 (servitia)」の見返りとして、アッコンにおける自由交易権・不没権・自由を承認	Urkunden, no. 742 (=Marsailles, no. 27)

71	1284.9.6.	シャルル1世・ダ ンジュー	プリンティシ	アッコンの住民たち	上のことをアッコンの住民たちに通達	<i>Urkunden</i> , no. 743 (= <i>Marsailles</i> , no. 28)
72	1286.4.19.	ヴェネツィアの聖 マルコ教会	ヴェネツィア		ティールおよびアッコンにある聖マルコ教会からの、ローマ教会やカステッラーノ大司教への送金額の査定	<i>Tafel-Thomas</i> , no. 380 (= <i>Regesta</i> , no. 1463)
73	1290.3.29.	エルサレム総大司 教兼アッコン司教 代理のニコラス	アッコン(司教館)	聖ヨハネ修道会とヴェ ネツィア	ヴェネツィアのアッコンのバイロのキリーニ・デ・サンジュリアーノ、および同じくコンソリーのエンリコ・フエッリとジョヴァンニ・バルハリーニの立ち会いの下、家屋を巡る争いについて聖ヨハネ修道会の所有権を承認	<i>Cartulaire</i> , no. 4084 (= <i>Regesta Add.</i> , no. 1501b)

しんでいたマルセイユの姿も、商業都市が各々のアイデンティティを強く維持していたことをまた別の角度から示すであろう〔表3-47・56～58〕。

さて、1267年7月8日の証書が示すように、この年に対立構造に大きな変化が生じた〔表3-59〕。この証書が示すジェノヴァとテンプル騎士修道会との間の和平の背後には、前年におけるサフェドの陥落があったであろう。いずれにせよ、この和平は、ジェノヴァとティール＝トロン領主との間の関係を壊してしまった。1268年10月22日に出された証書は、ジェノヴァによるティール領主への報復の結果だと考えられるからである〔表3-62〕。なお、この証書は、現地人の商人たちの姿を垣間見させてくれる点で非常に興味深い。このように、十字軍国家における商業活動は、ヨーロッパの商業都市のみによって成り立っていたわけではなく、実に多種多様な民族・人種・信仰を持つ者たちによっても支えられていたのである。このようなことを示す史料がほとんど見あたらないのは、基本的には穏便な形で商取引が行われ続けていたからであろう。従って、このような証書が発給されたということは、在地の商取引上のルールが、ジェノヴァによって壊されてしまったということの意味するのである。

悪化の一途を辿る戦況に対して、ジェノヴァ・ヴェネツィア・ピサの本国は、和平を模索した〔表3-62〕。しかし、戦場の現場ではないところでの和平交渉は、意味をなさなかった。その後もジェノヴァとヴェネツィアは断続的に争い続けたのであるが、1277年7月1日付の証書が示すように、最終的にはヴェネツィア側の勝利に終わった〔表3-66、および表3-65もそれに相当するであろう〕。先にも触れたように、これによってようやくマルシリオ・ゾルジの苦勞が報われたのだが、ヴェネツィアの権利奪還が、都市内に混乱をもたらしたことも見逃してはならない〔表3-67・68〕。

10年以上も続いた聖サバス戦争がようやく終結を迎えた背後には、時期的に見て、シチリア国王シャルル1世・ダンジューが1277年1月5日に、エルサレム国王位を購入したことがあったと考えられる。シチリア王位を巡る争いの際に、ホーエンシュタウフェン家の側に立っていたジェノヴァやピサにとっては⁽³⁶⁾、決して良い報告ではなかっただろう⁽³⁷⁾。一方で、ギリシア地域においてシャルルとの結び付きを強めていたヴェネツィアにとっては、果報であったと思われる。しかし、1278年、シャルルの代理人としてエルサレム王国に到来したルッジェロ・デイ・サンセヴェリーノは、ヴェネツィアも含めて商業都市の特権を一切承認しなかった⁽³⁸⁾。彼にとっての最優先事項は、むしろこれまでに失わ

⁽³⁶⁾ *Templar of Tyre*, chap. 358. なお、コンラードの処刑に際して、アッコンでは大祝賀会が開催された。*Templar of Tyre*, chap. 363.

⁽³⁷⁾ ただし、ジェノヴァは聖王ルイの二回目の十字軍にも、聖サバス戦争を優位に進めることを目論んで、大艦隊を提供していた。*Templar of Tyre*, chap. 372.

⁽³⁸⁾ *Templar of Tyre*, chap. 398. なお、同様の状況はギリシア地域の国家でも生じた。Dunbabin, J., *Chattles I of Anjou : Power, Kingship and State-Making in Thirteenth-Century Europe*, London/New York, 1998, p. 93.

れてしまった国王の特権・財産の回復だったからである⁽³⁹⁾。シャルルの統治下で商業都市に認められた特権は、「シチリアの晩禱」の際の助力への見返りとして、「余のマルセイユ (nostra Massilia)」⁽⁴⁰⁾に与えられたわずか一件のみである〔表 3-70・71〕。1285年にシャルルが死去すると、キプロス国王ユーグ3世が復位するが、彼もまた1年後に死去する。その後を、キプロス国王アンリ2世が継ぐが、その商業都市との関係は、彼がジェノヴァと争ったということ以外、何も分からない⁽⁴¹⁾。

これまでエルサレム王国を中心として商業都市に関連する証書から全体的な商業都市との関係について見てきたが、最後に一言だけ付け加えておきたい。それは、聖サバス戦争の期間中に、公証人制度が急速に根付いていき、法務官などの役割が重用視されていった、ということである⁽⁴²⁾。権利などを保証すべき力源が存在しない中で、商業都市民たちは自力救済しか手段がなくなってしまったのである。そして、それは十字軍国家に居住するブルジョワたちも同様であった。このような中で、十字軍国家において公証人制度などが広く定着していった、と考えられるのである。

次節においては、十字軍国家と商業都市との関係についての理解をさらに深めるために、十字軍国家において「封建家臣」となった商業都市民たちについて見ていきたい。十字軍国家に定住せざるをえなかった「封建家臣」に目を向けることは、特権を希求する一時的滞在者であった商人たちとは異なった角度からの検討を可能にするからである。また、国家同士の関係のみではなく、個人という角度から商業都市と十字軍国家との関係を照射することで、我々がより豊かなイメージを持つことが期待できるからでもある。

4. 「封建家臣」となった者たち

(1) パンタレオーネ家とコンタリーニ家：ヴェネツィアの事例

ヴェネツィア人で十字軍国家に封を保有した者たちについては、我々はマルシリオ・ゾルジの『報告書』から知ることができる。それによると、13世紀前半の段階において、ヴェネツィア支配下のティール領内には、コムーネから封を授かった二つの家系があった⁽⁴³⁾。

まず一つは、パンタレオーネ家である。いつの段階かは分からないが、ヴェターレ・パ

⁽³⁹⁾ 詳細については、Pozza, “Acri e Negroponte : un capitolo delle relazioni fra Venezia e Carlo d’Angiò (1277-1282)”, *Archivio storico per le provincie napoletane*, 3a ser., 21, 1981, pp. 27-74; Id., “Venezia”, pp. 351-399, を参照されたい。

⁽⁴⁰⁾ なお、シャルルは1262年にマルセイユを制圧していた。Templar of Tyre, chap. 317.

⁽⁴¹⁾ Templar of Tyre, chap. 432.

⁽⁴²⁾ Balletto, “notarii”, pp. 175-279; Müller, no. 71 A-H (=Regesta, no. 1392, 1452, 1453, 1454, 1455, 1462, 1474), など。

⁽⁴³⁾ なお、1206年の段階では、他にファレットロ家がコムーネから封を授かっていたが、最終的にはドージェに返還したようである〔表 2-51〕。

ンタレオーネは、「山岳部に (in montana)」あるデイラム村⁽⁴⁴⁾、「山頂に (in vertica)」あるガイフィア村、そしてマハロナ村 (casale) とそれに付属するベルダモン村 (gastina) を始めとする 14 の村落の 1/3 (残り 2/3 は王領)、二つの庭、小麦の作付けされた「窪地 (Una Fossa)」と呼ばれる土地、そしてベレメド村 (gastina) をコムーネから下封された。彼には男子の相続人がいなかったらしく、マルシリオが『報告書』を作成した段階では、「ググリエルモ・ツォルツァーニが、その妻 (ヴィターレの娘) のためにヴェネツィアからの封として保持して (habet in feudum a Venecia Guillielmus Iordanus pro uxore sua)」いた⁽⁴⁵⁾。加えて、ググリエルモ夫婦には、ティール市内の聖マルコ教会の地所にある釜戸付きの家屋も下封されており、年に油 1 ロトゥラを同教会に納めなければならなかった。なお、この家屋には、もう一つの封建家臣の家系に属するローランド 1 世・コンタリーニがかつて居住していた⁽⁴⁶⁾。

一方のコンタリーニ家は、『報告書』作成時において、ローランド 2 世・コンタリーニが家長としてコムーネから封を授かっていた。彼が所有したのは、ソフィム村とハノシエ村、そしてフェニオム村とトリフィフ村の 1/3、小麦の作付けされる「神の泉 (Fontem Dei)」と呼ばれる土地であった。加えて、「窪地 (Fossa)」と呼ばれる狭い土地も有していたが、それはコムーネの同意の下に売却された。そして、やはり彼にも家屋が与えられたが、それはティール市内のコムーネ直轄区域にあった⁽⁴⁷⁾。

しかし、本来コムーネが所有する財産はこれだけではなく、多くの村落や土地が、とりわけ国王によって奪われていた。その過程については、「公殿 (ドージェ) およびヴェネツィアの コムーネが、ティール占領に際して、グラデニーゴ家出身のグイーダ・コンタリーニ様の夫であったローランド (1 世)・コンタリーニ殿に、3 人の騎士 (の奉仕) と引き替えに封として授けたもので、我々によって確認された村落や財産について (De casalibus et possessionis, quas dedit in feudum dominus dux et commune Venecie tempore captionibus Tyri domino Rolando Contareno pro tribus miliciis, qui fuit vir dame Guida Contarene, que fuit de natione Gradonici, que nobis detinentur)」という項目の中に見ることができる。ここに記された、ローランド 1 世とグイーダは、ローランド 2 世の両親であり、彼らが封を授かったのは 1124 年の段階であった。そして、「ボードゥアンの特権」が発給される以前から、自力救済のためであろう、3 人の騎士を配備していた。この段階では、封は一括してローランド 1 世に与えられていたが、それはラトル村を始めとする 12 の村落、ハイフェ村を始めとする 5 つの村落の 1/3、そして現在はバイルート領主の所有物となっているティール市内

⁽⁴⁴⁾ 以下、ティール領内の村落の詳細については、拙稿「マルシリオ・ゾルジの『報告書』に見るフランク人の現地人支配」『史潮』74号、2013年、4～22頁を参照されたい。

⁽⁴⁵⁾ Berggötz, S. 150, 153, 155-158.

⁽⁴⁶⁾ Berggötz, S. 144, 159.

⁽⁴⁷⁾ Berggötz, S. 147, 150, 155, 159-161.

の家屋であった。ローランド1世が死去すると、当時のバイロは相続人なしと判断して、すべてをコムーネの所有に戻すが、妻のグイーダはそれに強く抵抗した。最終的に彼女の取った行動は、「国王（恐らくは、アンリ・ド・シャンパーニュ）の保護下（in priotectio-ne regis）」に入ることであった。そして自身の死に際して、すべての財産の相続人として国王を指名したのであった⁽⁴⁸⁾。

母親グイーダと息子のローランド2世との関係はどのようなものであったのか、ローランド2世とコムーネとの関係はどのようなものであったのか、1277年のティール領主との和解によって『報告書』の訴えは認められることにはなるが、その前後の状況はどのようなものであったのか、不明な点は多々ある。しかし、ヴェネツィアのコムーネが自領の一部をヴェネツィア人に下封することでその支配を強化しようとする方策をとっていたこと、しかしその一方で、在地に定住した者はコムーネよりも現地に対してのアイデンティティーを強くしたこと、などを読み取ることにはできるであろう。

(2) ポトロン領主プレバーノ：ピサの事例

1179年8月9日、トリポリ伯レーモン3世がピサに対して都市トリポリ内の家屋の所有を承認した証書〔表1-52〕の副署人リストの中に、サイースやジャン・ド・ラ・モネータといった都市トリポリの有力ブルジョワに続いて、ピサ側の代表としてアッコンのコンソーレのピピンドーとプレバーノの名前が見られる。その後の1181年5月、同伯が聖ヨハネ修道会の土地所有を承認した証書の副署人リストの中に、ビブルス領主ユークとその息子ユーク、トリポリのコネタブルのレーモン・ド・ビブルスに続いて、ポトロン領主プレバーノの名前を確認することができる⁽⁴⁹⁾。すなわち、1179年から1181年の間に、ピサ市民プレバーノはトリポリ伯の封建家臣となったわけだが、その経緯について『エラクル年代記』は次のように伝えている。

彼（トリポリ伯レーモン3世）は、彼女（ポトロン領主セシル）を、件のジェラル（・ド・リドフォール）よりも、プレバーノに与えることを望んだ。というのも、件のプレバーノは、結婚のために莫大な金銭をトリポリ伯につき込んだからである。伯は、彼女と金とを天秤にかけた、と言われている⁽⁵⁰⁾。

ここにジェラル・ド・リドフォールがセシルの婿候補として登場することから、この

⁽⁴⁸⁾ Berggötz, S. 169 f.

⁽⁴⁹⁾ Paoli, I, no. 70 (=Cartulaire, no. 596; Regesta, no. 602; Regesta Add., no. 602).

⁽⁵⁰⁾ Langlois, A. (éd.), “L'estoire de Eracles empereur et la conquest de la terre d'outremer”, *Recueil des historiens des croisades occidentaux*, 2, Paris, 1859, liv. 23, chap. 34. 《il la dona plus colentiers a Plivain que au devant dit Gerart, por ce que li devant dit Plivain dona au conte de Triple grant avoir por celui mariage. L'en dit que il fist metre la damoisele en balance et l'or de l'autre part, …》

出来事は、少なくとも彼がテンプル騎士修道会に入会する前、すなわち1179年の11月24日までに起こったはずである⁽⁵¹⁾。従って、セシルとの結婚は、プレバーノがレーモン3世に出会ってほぼ直後に決定されたと考えられる。

表1が示すように、エルサレム王国での状況とは異なり、トリポリ伯国やアンティオキア侯国においてはピサと伯や侯との関係は、1150年代より特権に制限が加えられていく傾向が見られるものの、決して悪いものではなかった〔表1-9・26・46・52・54〕。また、1182年8月25日、ボードゥアン4世はピサに対して「奉仕義務なしに（*sine servitio*）」所有地における家屋の建造権を持つことを承認する証書を発給するが〔表1-53〕、その副署人リストはトリポリ伯レーモン3世、ヤッフア＝アスカロン伯ギー（・ド・リュジニヤン）、（エデッサ伯）ジョスラン3世、ルノー（・ド・シャティヨン）侯、コネタブルのエメリー（・ド・リュジニヤン）、ティベリア領主ユーク、そして最後のプレバーノで構成される。レーモン3世の威光の下、プレバーノがピサとの交渉の席で重要な役割を果たしたのは明らかである。伯とプレバーノの良好な関係は、1185年12月にレーモン3世がトリポリ伯兼エルサレム国王の「後見人（*procurator*）」として聖ラザロ修道院の財産を承認する証書（恐らくはアッコで発給）にも垣間見ることができる⁽⁵²⁾。ただし、その後に両者の間には溝が生じたようである。というのも、1186年3月7日、エルサレム国王ギーがエルサレムにて発給したドイツ騎士修道会に関連する証書の副署人欄には、エルサレム総大司教エラクリウス、ルノー・ド・シャティヨン、そして因縁のテンプル騎士修道会総長ジェラルド・ド・リドフォールといった、ギーの「国王サークル」の中心メンバーが揃う中に、ボトロン領主プレバーノの名前も見ることができる一方で⁽⁵³⁾、1187年8月にレーモン3世が発給した、ピサの特権を承認する証書に〔表2-2〕プレバーノの名前は確認されないからである。その後彼がトリポリ伯発給証書に姿を現すのは、1194年を待たねばならない。

トリポリ伯を兼任することになったアンティオキア侯ボエモンド3世は、1194年1月22日に発給した証書の中で、トリポリ伯領内に限定されるものの、ピサの特権承認に言わば更新料制度を導入する〔表2-34〕。この証書の副署人リストの筆頭として、ボトロン領主プレバーノが復活していることは、彼がピサ側ではなく封建君主の側に優利に事が進むために活躍していたことを窺わせる。実際、その後しばらくの間は、ボエモンド三世発給証書において、彼は副署人欄の筆頭もしくは第二番目に登場することとなる⁽⁵⁴⁾。

⁽⁵¹⁾ 当時、ジェラルドがエルサレム国王ボードゥアン4世のマレシャルであったことについては、拙稿「騎士修道会」75～89頁を参照。

⁽⁵²⁾ Marsy, no. 30 (=Regesta, no. 645).

⁽⁵³⁾ *Urkunden*, no. 472 (=Strehlke, no. 20; Regesta, no. 650). なお、ここには、後に出てくるジェノヴァ出身家系のジブレ領主ウーゴ・エンブリアコの名前も確認できる。

⁽⁵⁴⁾ Regesta, no. 731; Paoli, I, no. 211 (=Cartulaire, no. 1031; Regesta, no. 742; Regesta Add., no. 742); Regesta, no. 754. なお、Paoli, I, no. 211 (=Cartulaire, no. 1031; Regesta, no. 742; Regesta Add., no. 742) には、プレバーノ

更新料制度を押しつけられる形になったピサ側が、それまでの特権を享受しながらも、更新料の支払いを拒み続けていたことは、1199年8月26日に発給された証書が端的に物語っている〔表2-41〕。一見すると、1200年3月20日付の証書は、両者の和解を示すかのようにも見えるが、この証書はボエモンド3世がトリポリ伯としてではなく、アンティオキア侯のみの立場で発給され、加えてティール領内の問題を扱ったものであり、トリポリ伯領内における関係は中々に改善されなかった〔表2-42〕。恐らく、トリポリ伯国へのピサ人の渡航が全面的に禁止されたであろうことは、1202年3月にプレバーノが発給した証書から窺い知ることができる。かなりの制限を加えながらも、ピサに交易の道筋を与えたことは、プレバーノのできる最大限の救済措置だったと想定できるからである。同時に、そこに我々はピサ人とフランク人という二つのアイデンティティーの狭間で苦しむプレバーノの姿を見ることができる。しかし、この措置が彼の地位を再び低下させたことは、1203年から1206年にかけてのボエモンド4世発給証書の副署人欄において、概ね彼が領主層の末尾にしか現れないことが物語っている⁽⁵⁵⁾。なお、アンティオキア侯領も含めて、その後にピサの特権が承認・確認されるのは、レーモン・ルベンとボエモンド5世のそれぞれの代替わりの時のみとなる〔表2-58・80・81〕。

プレバーノが再び副署人欄の上位に現れるのは、1209年9月4日に発給されたボエモンド4世証書においてである⁽⁵⁶⁾。これが、史料上における彼の最後の痕跡となるが、その背後には、ボトロン領主としてのプレバーノの唯一の相続人である娘と、ボエモンド4世の弟で同名のボエモンドとの婚姻が決まったことがあったと思われる⁽⁵⁷⁾。ここに一代限りのピサ人領主が消えてしまうことになった。先に見たように、恐らく彼はフランク人としてのアイデンティティーを強く持ったことであろう。それが可能であったのは、ピサのコムネがそれほどまでに彼に対してピサ市民としてのアイデンティティーを強要しなかったことによるのかもしれない。しかし、14世紀初頭に作成された『海の向こうの系譜 (*Lignages d'outremer*)』は、プレバーノを「ピサ人 (Pizan)」として刻むのであった⁽⁵⁸⁾。

(3) エンブリアキ家：ジェノヴァの事例

すでに触れたように、ジェノヴァは第1回十字軍に多くの人員・物資を投入し、十字軍国家の成立に多大なる貢献をなしていた。中でも、グリエルモとプリモのエンブリアコ兄弟は、十字軍士たちを様々な角度から支援したばかりでなく、彼ら自身も大量の戦利品を

の甥のピサ市民エンリコの名前も確認できる。ただし、あくまでも彼は一時滞在者であったようである。

⁽⁵⁵⁾ *Regesta*, no. 792; Paoli, 1, no. 98 (= *Regesta*, no. 799); *Liber*, 1, no. 477 (= *Regesta*, no. 807 [表3-13-50]); Paoli, 1, no. 175 (= *Cartulaire*, no. 1231; *Regesta*, no. 816; *Regesta Add.*, no. 816a).

⁽⁵⁶⁾ *Strehlke*, no. 44 (= *Regesta*, no. 839).

⁽⁵⁷⁾ Rudt de Collenberg, W., "Struktur und Connubium der Feudalgesellschaft der Kreuzzugstaaten", *12. Internationaler Kongress für genealogische und heraldische wissenschaften, Munich 1974, Kongressbericht*, S. 416.

⁽⁵⁸⁾ Nielen, M.-A. (éd.), *Lignages d'outremer*, Paris, 2003 (以下、*Lignages* と略記), p. 119.

獲得した。1099年のクリスマス・イヴの日にジェノヴァに凱旋したエンブリアコ兄弟であったが、1102年には兄のグリエルモがコンソレの一人に選出されることとなった⁽⁵⁹⁾。

ジェノヴァの助力に対する返報として、1101年にアンティオキア侯の摂政を務めていたタンクレディは、ジブレ獲得の暁にはそれをジェノヴァに譲渡することを約束し〔表1-3〕、その約束は1109年にトリポリ伯国が建国された際に実行され、グリエルモ・エンブリアコ（恐らくは、第1回十字軍に参加したグリエルモの息子）を始めとするジェノヴァのコンソレたちに、ジブレの統治権が委ねられた〔表1-10〕。そこで、ジェノヴァの評議会は、グリエルモの長男のウーゴ（1世）にジブレの統治を委ねた⁽⁶⁰⁾。ピサについては先ほど見たとおりであるが、イスラーム勢力からの攻撃を受けやすい北方諸侯領では、ジェノヴァやヴェネツィアに対しても、エルサレム王国よりは比較的に好条件で特権や財産が付与される傾向にあった〔表1-15・18・20・23など〕。

1127年から1135年の間にウーゴ1世が死去すると、ジブレの統治権は、彼が現地で娶った妻アデライドとの間に生まれたグリエルモ（1世）に相続された⁽⁶¹⁾。その後、グリエルモはさらなる社会的地位を獲得していったようであり、1139年12月に発給されたトリポリ伯レーモン2世証書の中では、「国王のバロンたち（*regis barones*）」の一人として数えられることとなる⁽⁶²⁾。

しかし、ジブレの統治権を狙う人物がいた。それはウーゴ1世の弟ニコラとその長男のウーゴであった。恐らくはウーゴ1世の死期が近いという報告を受けたのであろう、ニコラは1127年に東方を訪れ、アンティオキア侯ボエモンド2世の証書に副署している〔表1-15〕。しかし、現地の社会に着実に根を下ろし、その地位を固めていく甥のグリエルモ1世（ウーゴ1世の息子）に対抗するのは難しかったのであろう。我々が、ニコラ親子の活動を知ることができるのは、1144年5月に下されたジェノヴァ・コムーネの判断からである〔表1-19〕。そこからは、東方において自分たちの権利を主張し続けていたニコラ親子の姿が浮かび上がる。これに対して、翌1145年、ニコラとその長男ウーゴは、ジェノヴァに残っていた次男のオベルトを通じて訴訟を起こしていたが、さらにその2年後の1147年1月にジェノヴァのコムーネが下した判決は、グリエルモ1世に対する示談金の支払いと和解の提示であった〔表1-21〕。しかし、グリエルモは示談金を支払わなかったようである。最終的には1154年1月、ジェノヴァの評議会は、エンブリアキ家内部で争いの原因となっている所領をコムーネの直轄下に置き、それを29年間の期限付きでエンブリアキ家に貸与する（ジブレ領についてはグリエルモの勝利）、という決定を下すに至っ

⁽⁵⁹⁾ Caffaro, p. 57, 116 f., 120.

⁽⁶⁰⁾ Rey (éd.), *Les familles d'outrmer de du Cange*, Paris, 1869 (以下、*familles* と略記), p. 319. cf. *Lignages*, p. 114.

⁽⁶¹⁾ Rozière, no. 96 (=Bresc-Bautier, no. 84; *Regesta*, no. 161). Rey, *familles*, p. 319; Id., “Les seigneurs de Giblet”, *Revue de l'orient latin*, 3, Paris, 1895 (以下、“Giblet” と略記), p. 400.

⁽⁶²⁾ Paoli, 1, no. 18 (=Cartulaire, 2, no. 7; *Regesta*, no. 191; *Regesta Add.*, no. 191)

たのである〔表 1-24・25〕。

このようなエンブリアキ家の内紛、およびその結果としてエンブリアキ家の所領がコムーネの直轄下に置かれたことが、北方諸侯との関係に影響を与えたかという、そうではなかったようである。恐らくは 1157 年頃にジブレ領をグリエルモから継いだの長男のウーゴ 2 世は、少なくとも 1168 年 3 月の段階では、ジェノヴァ・コムーネとの良好な関係を維持していた〔表 1-41〕。また、1169 年 10 月に発給された証書は、アンティオキア侯ボエモンド 3 世が、裁判権の付与は控えつつも、ジェノヴァを優遇する姿勢であったことを示している〔表 1-45〕。ただし、その後もジェノヴァとの関係を維持し続けたのは、アンティオキア侯のみであった。

1164 年から 1174 年の間、レーモン 3 世が捕虜となっていたため、トリポリの行政はアモーリーに委ねられた。また、釈放後のレーモン 3 世は、エルサレム国王位を巡る権力闘争の渦中に置かれる。このような状況の中で、エルサレム王国と同様に、トリポリ伯国でも反ジェノヴァ政策が展開され、トリポリ伯の封建家臣でもあるジブレ領主もそれに倣わざるをえなかった。そして、ジェノヴァ政府の怒りの矛先は、本来はコムーネの財産を管理しなければならないジブレ領主に向けられることとなった。1179 年 4 月 25 日の段階では、ジブレ領主ウーゴ 2 世に対する教皇からの戒告ですんでいた〔表 1-49〕。しかし、1186 年 3 月以降においては、教皇はウーゴ 3 世（ウーゴ 2 世の息子で 1184 年頃に代替わりしていた⁽⁶³⁾）に、そしてトリポリ伯にまで、破門の脅威でもって強く警告するに至るのである〔表 1-56・57・58・61・65・66〕。ここに我々は、ボトロン領主プレバーノ以上に、ジブレ領主としての立場とジェノヴァ市民としての立場との間で苦しんでいた、ウーゴ 3 世の姿を想像することができる。というのも、プレバーノの場合、彼はピサ人から見ればフランク人であり、フランク人から見ればピサ人であったが、エンブリアキ家の場合、ジェノヴァ・コムーネにとってもあくまでもジェノヴァ市民であったからである。

さて、全体的な傾向として、ハッティーンの戦いとその後の混乱が、ジェノヴァと十字軍国家との関係をもう一度振り出しに戻したことは、先に見たとおりである。また、それまでもアンティオキア侯とジェノヴァとの関係は悪化することはなかったのだが、その関係が維持されたことは、表 2-9・21 に確認することができる。ただし、1205 年 7 月に発給された証書〔表 2-50〕には、留意せねばならない。嗣子のなかったトリポリ伯レーモン 3 世はアンティオキア侯ボエモンド 3 世の長男レーモン（四世）を後継者として指名したが、その後にボエモンド 3 世の意向によってトリポリ伯位はレーモン 4 世の弟のボエモンドに移譲された。1201 年にボエモンド 3 世が死去し、それ以前にレーモン 4 世が死去していたため、ボエモンド 4 世がアンティオキア侯とトリポリ伯を兼任することとなった。彼は、前ジブレ領主ウーゴ 3 世（1196 年に死去し、後を長男のゲイード 1 世が継ぐ）の

⁽⁶³⁾ Rey, *familles*, p. 319 ; Id., “Giblet”, p. 402.

娘ブレザンスと結婚することで、トリポリ伯国における支配権を固めようとした。さらにはジェノヴァのムーネそのものをトリポリ伯としての封建家臣にしようと試みたことを、表2-50の証書が端的に物語っている。しかし、この試みは、ジェノヴァ側の強い抵抗を引き起こしたようである。というのも、その後ジェノヴァは、ボエモンド4世とアンティオキア侯位を巡って争ったレーモン・ルベン（アルメニア国王ルベン3世の娘アリクスとトリポリ伯レーモン4世の間の子）の統治期を例外として〔表2-57・58〕、トリポリ伯領のみならず、アンティオキア侯領内においても、特権などの承認を受けられなくなったからである。

このことを裏書きするのが、いわゆる『ティールのテンプレ騎士修道会士（の叙述）』の記述である。聖サバス戦争の勃発した1258年、当時のアンティオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド6世は、ジェノヴァに対して強い敵意を抱いていた。そのような感情は、父（ボエモンド5世）や祖父（ボエモンド4世）はジェノヴァが本来トリポリにおいて持つべき権利を抑えていたのであり、従って戦争にジェノヴァが勝利すると、その権利が再びジェノヴァの手中に戻ってしまう、という危機感から生じたものであった⁽⁶⁴⁾。当然のことながら、このような状況の中で、エンブリアキ家も難しい立場に置かれることとなった。同じ、『ティールのテンプレ騎士修道会士』の記述に従って、事の経緯を追ってみよう。

当時のジブレ領主であったエンリコ・エンブリアコは、ジェノヴァを支援するために、ジブレの山岳部から200人の（東方）キリスト教徒の「農民（vylains）」の弓兵を伴って、アッコンに向かった。同じエンブリアキ家の者でも、ウーゴ（ジブレ領主グリエルモ1世の三男ベルトランド1世の息子⁽⁶⁵⁾）の息子ベルトランド2世・エンブリアコは、アンティオキア侯ボエモンド6世と行動を共にしていた。侯は、ベルトランドに対ジェノヴァ攻撃軍を率いるように命じるも、ベルトランドは「自身も彼らと同じ国の出身であるために（*por se qu'il estoit strait d'iaus*）」容赦を願い出た。侯はそれを聞き入れずに、ベルトランドを無理矢理に出陣させたが、彼は槍を鞍の後ろに置いて敵意のないことを示した上で、「我こそはジブレのベルトランドなり（*Je suy Bertran de Giblet*）」と叫ぶことで戦闘を回避したのであった。この一件を耳にした侯は立腹した⁽⁶⁶⁾。戦闘は一時休止したが、ボエモンド6世は、エンリコおよびベルトランドとその親族に対して、嫌悪感を露わにした。これに危機感を抱いたエンブリアキ家は、アッコンにいるジェノヴァ軍に援助を求めつつ、ベルトランドを中心として侯に対する反乱を起こした。聖サバス戦争の中でジェノヴァを支援していた聖ヨハネ修道会も反乱軍に加わり、侯が領有する村落を荒らし回った。反乱軍はボエモンド6世自身に怪我を負わせるなどして侯を追い込んだが、トリポリ市内に逃げ込んだ侯は、ある計略を立てた。それは、「農民（vilains）」を使ってベルトランドを殺害しよ

⁽⁶⁴⁾ *Templar of Tyre*, chap. 273.

⁽⁶⁵⁾ Rey, "Giblet", p. 410 f.

⁽⁶⁶⁾ *Templar of Tyre*, chap. 271-273.

うというものであった。ベルトランドは、自身の領有する村落を視察している際に、10～12人の農民に弓矢で襲撃されて首を刎ねられた。農民たちは、その首を侯に差し出した。この出来事により、反乱軍は気合いを削がれて、ジブレで包囲されていたエンリコ以外の者たちは、侯との和解を求めた。その結果、ベルトランドの父ウーゴは、息子の残した子供たちを連れてアッコンへと向かい、喪に服す生活を送った。一方で、侯に投降したジョヴァンニ・エンブリアコはエルサレム王国のマレシャルに選出され⁽⁶⁷⁾、また、ボトロン領主のギヨーム・ダンティオシュはエルサレム王国のコネタブルに選出される⁽⁶⁸⁾などの社会的上昇を遂げたのであった⁽⁶⁹⁾。係争と和解を経て人的結合がさらに強力になる、という封建主従関係によく見られる作用が、反乱の中心をなしたエンブリアキ家の一部の者たちを救った、と言えるであろう⁽⁷⁰⁾。

以上は、1258～1259年の出来事である。その後、叙述史料の中に再びエンブリアキ家が登場するのは、1276年のこととなる。ここでの主人公は、エンリコとバイルート領主バリアン・ディブランの妹イザベルとの間に生まれ、1271年に父の後を継いでジブレ領主となっていたグイード2世である⁽⁷¹⁾。1275年に父の後を継いでアンティオキア侯兼トリポリ伯に即位したボエモンド7世はいまだ幼少であり、実権は母親のシリル（アルメニア女王ザベルの娘）、およびトルトサ司教バルトロマエウスが握っていた。そのような時に、有力諸侯の一人であるユーク・サラモンの娘の結婚相手を巡って、自身の弟ジョヴァンニを推すグイード2世と、自身の甥を推すバルトロマエウスとの間で競争が起こり、グイードはボエモンド7世の判断を待たずして自身の意向を反映する形での挙式を行なった。この暴挙に侯と司教は激怒し、それを恐れたグイード兄弟はジブレに逃げ帰った。さらに、グイードはアッコンに逃れ、そこでテンプル騎士修道会に入会した。侯からの攻撃に備えて、強力な後ろ盾を確保しておくためであった。その後、グイードが結婚を通じて獲得された弟の所領も強奪するに及んで、侯はグイードを攻撃するための軍勢を召集し、グイードもそれに対抗するためにテンプル騎士修道会士たちを呼び寄せた。戦闘が勃発し、トリポリの町はテンプル騎士修道会によって攻撃・破壊された。その一方で、侯の軍勢はグイ

⁽⁶⁷⁾ 彼は、ジブレ領主グリエルモー一世の次男レイモンドの家系の者である。Rey, “Giblet”, p. 409. ただし、彼のマレシャルとしての活動が確認されるのは、1262年12月19日に発給されたエルサレム国王のセネシャル兼バイイのジョフロワ・ド・セルジーズ証書の副署人欄においてのみである。Urkunden, no. 816 (=Paoli, 1, no. 142; Strehlke, no. 123; Cartulaire, no. 3045; Regesta, no. 1322; Regesta Add., no. 1322).

⁽⁶⁸⁾ ボトロン領主プレバーノの孫に当たり、長男のジャンをベルトランド2世の娘ルチアと結婚させていた。Rey, *familles*, p. 257. 彼の場合、コネタブルとしての活動の痕跡は証書史料には見られない。

⁽⁶⁹⁾ *Templar of Tyre*, chap. 291-296.

⁽⁷⁰⁾ なお、その後にエンリコも和解したようである。思い起こさねばならないのが、ボエモンド4世の妻がエンブリアキ家のプレザンスであり、ボエモンド6世にもエンブリアキ家の血が流れていた、ということである。

⁽⁷¹⁾ なお、彼が父方の姓のエンブリアコではなく、母方の姓のイブランを好んで用いた。Irwin, R., “The Mamluk Conquest of the County of Tripoli”, Edbury, P. (ed.), *Crusade and Settlement*, Cardiff, 1985, pp. 246-249.

ドをジブレで包囲した。しかし、その戦いの中で侯の軍勢は手痛い損害を負うことになり、その結果、侯とグイードとの間で1年間の休戦協定が結ばれた⁽⁷²⁾。

それから6年後の一二八二年、グイード2世は体勢を立て直していた。彼の軍勢は、主としてジェノヴァの傭兵隊から成ったが、「というのも、彼自身も彼ら（ジェノヴァ人）の内の一人であり、彼らに大きな信頼を寄せていたから（pour ce que il estoit de yaus, si s'en fioit plus）」であった。トリポリに侵攻したグイードを始めとするジブレの者たちに対して、侯は激怒した。「なぜならば、彼らは家臣（のはず）だから（pour ce que il estoient ses homes）」であった。戦いは侯側の優勢で展開し、最終的にはグイード軍は堀に追い込まれて包囲され、そのまま餓死した。これに関する情報がアッコンにもたらされると、アッコン在中のピサ人たちは歓喜して、大祝賀会を催した。その中では、ある者が侯を演じ、ある者が命乞いをするグイードを演じるような演劇も上演された。それを見ていた、トマーズ・スピノーラを始めとするジェノヴァ人たちは、ピサに対する報復を心に誓うのであった⁽⁷³⁾。さらに4年後の1286年、コルシカ島を巡ってジェノヴァとピサは激しく戦ったが、それはアッコンにも飛び火した。ジェノヴァのコムーネは、トマーズ・スピノーラとオランダ・アスケッリを頭とする艦隊をアッコンに派遣し、オランダの艦隊はピサ船を焼き払った上で、アッコン港を封鎖した。この状況に、アッコン政府は港からの立ち去りを求める使節として、二人のフランチェスコ会士を派遣した。それに対してオランダは、もしすべてのアッコンの領主たちが立ち去ってほしいとの「証書（une cahrite）」を発給するのであれば、すぐに退去すると答えた。そこで、エルサレム王国のバイイ（キプロス王国のコネタブルのバリアン・ディブラン）、テンプル騎士修道会総長および聖ヨハネ修道会総長たちは、自分たちの印璽を付した「証書」を発給し、それを受けたオランダは約束通りに立ち去ったのであった⁽⁷⁴⁾。もしかすると、この証書が、ジェノヴァにとっての十字軍国家で発給された最後の証書であったのかもしれない。

では、最後のエピソードに入ろう。1287年、ポエモンド7世が跡継ぎなくして死去すると、アンティオキア侯兼トリポリ伯位は、姉妹のリュシーに移った。彼女の夫は、シャルル1世・ダンジューおよびその後継者であるシャルル2世・ダンジューの下で、アプーリアのアミラトウス（海軍艦隊長）を務めていたナルジョ・ド・トゥシーであった。シャルル1世の強権的な姿勢を経験から知っていた侯国および伯国の騎士たちは、自衛のために兄弟団（コミュニオン）を結成し、加えてジェノヴァに打診してその力を背後に得ることとなった⁽⁷⁵⁾。リュシーとコミュニオンとの交渉の最中、コミュニオンの代表者の一人であるバルトロメオ・エンブリアコがある計略を実行していた。彼は、上に出てきた、「農民」によっ

⁽⁷²⁾ *Templar of Tyre*, chap. 390-393.

⁽⁷³⁾ *Templar of Tyre*, chap. 409-413.

⁽⁷⁴⁾ *Templar of Tyre*, chap. 440-460.

⁽⁷⁵⁾ このコミュニオンについての詳細は、Prawer, *Institutions*, pp. 76-79, を参照されたい。

て殺害されたベルトラント2世の子であった⁽⁷⁶⁾。彼には、ジブレ領主権を獲得したいという思いがあった（恐らくは、上述のグイード2世の死によって、ジブレの領主権がエンブリアキ家の手から離れてしまったのであろう）。しかし、その一方で、コムニオンと提携するジェノヴァ勢力が、トリポリを支配することも嫌っていた。そこで彼の取った方策は、マムルーク朝のスルタン、カラーウンとの提携であった。バルトロメオの計略に乗ったカラーウンはトリポリに進軍し、1289年3月に包囲を開始した。そして、1ヶ月後にトリポリの町は陥落した。多くの者たちは逃げることに成功したが、命を落とした「かわいそうな者たち (povre gent)」の中には、バルトロメオも含まれていたのである⁽⁷⁷⁾。

以上に見てきたエンブリアキ家の歴史は、トリポリ伯の封建家臣としてのアイデンティティーと、ジェノヴァ人としてのアイデンティティーとの板挟みの歴史であったと言えるが、後者のほうがより強く作用していたところに、我々はジェノヴァの特徴と呼べるものを見いだせるのかもしれない。最終的に、エンブリアキ家は、両者からの解放を選択するのであるが、それはトリポリ伯国の命運と引き替えにしてのことであった。

5. 括 語

公権力、とりわけエルサレム国王が健在である限り、十字軍国家に少なからぬ人力や経済力をもたらすヨーロッパの商業都市は、その統制下に置かれた。あくまでもフランク人たちは、商業都市に与えた特権や財産を封とみなしており、その姿勢はフルク統治期から顕著になった。それは、商業都市の勢力を抑制するためのみならず、それらを国家の防衛という運命共同体の構成員にするための方策でもあった。そして、そのような方策は、少なくともロンバルディア戦争期までは機能していた。

しかし、商業都市側は付与された特権などを、封としてではなく、あくまでも自国の財産とみなしていた。1150年代以降、その財産が奪われたとき、都市国家は皇帝や教皇といった遠方の力源に解決策を求めていくようになった。このことが、商業都市の市民たちに、十字軍国家とアイデンティティーを完全に共有する機会を与えなかったのであろう。ヴェネツィア、ピサ、ジェノヴァ、それぞれに方向性や程度の違いはあるが、これらの都市民で十字軍国家において封建家臣となった者たちに共通して見られるのは、母国と十字軍国家のそれぞれのアイデンティティーの間で葛藤する姿である。圧力にも似た母国の強力なアイデンティティーが、彼らを完全にフランク人に同化することを妨げていたのである。そして、国王不在となったエルサレム王国においては、各都市国家の持つ強力なアイデンティティーが前面に押し出されることとなった。

聖サバス戦争がもたらしたのは、戦乱およびそれによる疲弊、といった物理的なものの

⁽⁷⁶⁾ Rey, "Giblet", p. 411 f.

⁽⁷⁷⁾ *Templar of Tyre*, chap. 464-477.

みではなかった。エルサレム王国そのものがアッコン政府とティール政府とに完全に分断されてしまったように、そして各騎士修道会もそれぞれの形で巻き込まれたことにより、運命共同体としての十字軍国家に内包されていたアイデンティティーも、それぞれの商業都市のアイデンティティーを核としたより小さな運命共同体に裁断されてしまったのである。

（本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（B）「中近世地中海史の発展的研究 — グローバルな時代環境での広域的交流と全体構造 —」（代表・学習院大学文学部教授・亀長洋子）の研究成果の一部である。）